

平成30年 3 月 14 日（水曜日）

第 3 号

平成30年第1回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

## 第3号

平成30年3月14日（水曜日）

## 出席委員

## 委員長

笹田 浩 君

## 副委員長

笠井 龍 司 君

浅野 貴 博 君

内田 尊 之 君

太田 憲 之 君

塚本 敏 一 君

藤川 雅 司 君

荒当 聖 吾 君

道見 泰 憲 君

千葉 英 守 君

橋本 豊 行 君

金岩 武 吉 君

真下 紀 子 君

三井 あき子 君

伊藤 条 一 君

アイヌ政策推進室長 杉崎 哲 志 君

生物多様性・エゾシカ  
対策担当局長 東郷 典 彰 君

低炭素社会推進室長 阿部 淳 君

総務課長 小出 幸 希 君

アイヌ政策推進室  
参事 永浦 政 司 君

同 永田 英 美 君

環境政策課長 山田 幸 喜 君

生物多様性保全課長 武田 敏 朗 君

自然公園担当課長 小林 隆 彦 君

動物管理担当課長 北村 浩 樹 君

エゾシカ対策課長 宮津 直 倫 君

有効活用担当課長 平尾 喜 希 君

低炭素社会推進室  
参事 佐藤 圭 子 君

道民生活課長 今田 和 君

女性支援室長 三角 靖 枝 君

消費問題対策  
担当課長 松浦 久 栄 君

文化振興課長 高見 芳 彦 君

スポーツ振興課長兼  
オリンピック・パラリンピック  
連携室長 長谷川 浩 幸 君

## 出席説明員

環境生活部長 小玉 俊 宏 君

環境生活部次長 朝倉 浩 司 君

環境局長 相田 俊 一 君

くらし安全局長 堀本 厚 君

文化・スポーツ局長 甲谷 恵 君

## 議会事務局職員出席者

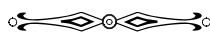
議事課主幹 西本 司 君

議事課主査 羽生 孝 之 君

同 渋谷 崇 君

同 井溪 雅 晴 君

同 加藤 隆 行 君



○**笹田浩委員長** これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

---

〔羽生主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、佐々木俊雄議員の委員辞任を許可し、道見泰憲議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

藤 川 雅 司 委員

荒 当 聖 吾 委員

であります。

---

○**笹田浩委員長** それでは、議案第1号、第11号ないし第14号、第16号及び第17号を一括議題といたします。

1. 環境生活部所管審査（続）

○**笹田浩委員長** 3月13日に引き続き、環境生活部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

藤川雅司君。

○**藤川雅司委員** おはようございます。

通告に従いまして、順次質問をしてまいります。

まず、北海道におけるFCVの普及拡大についてお伺いをいたします。

北海道は、広域分散、積雪寒冷という地域特性から、化石燃料への依存度が高く、ほかの地域以上に、エネルギーの低炭素化に真剣に取り組んでいく必要があると思っております。

幸いにして、北海道では、風力やバイオマスなどといった再生可能エネルギーが豊富でありますので、このエネルギーを最大限に活用する水素社会の形成に積極的に取り組んでいくことも重要だというふうに思っております。

中でも、FCVの普及は、水素社会を実現していく上で第一歩の取り組みであるとともに、1人当たりの二酸化炭素の排出割合が全国に比べて高くなっている運輸部門における排出削減の切り札になるというふうに思います。

私の地元・札幌におきましても、冬場の運輸部門と民生部門からの二酸化炭素の排出量が多いということで、その対策は重要な課題となっているところです。

昨年1定の予算特別委員会におきまして、道の取り組みについて質問し、私としては、民間事業者のステーション整備への支援や、自治体、民間事業者と連携したFCVの普及拡大に取り組んでいただきたいと申し上げたところです。

その後、道におきましては、公用車にFCVを率先導入するなど、普及拡大に向けたさまざま

な取り組みがなされてきたものと承知をしております。

そこで、これまでの取り組みと今後の展開について伺っていきたいと思います。

まず、道では、今年度、F C Vを公用車として導入し、日常の業務利用に加えて、イベントを行うなど、普及啓発にも活用してきたと承知しておりますが、F C Vの利用状況や普及に向けた取り組みについてお伺いいたします。

○**笹田浩委員長** 低炭素社会推進室参事佐藤圭子さん。

○**佐藤低炭素社会推進室参事** F C Vの普及に向けた取り組みについてであります。道では、昨年7月に、道内の自治体としては3番目に公用車としてF C Vを導入し、普及に向けた機運の醸成などに活用してきているところでございます。

公用車利用としては、本庁及び胆振総合振興局において、知事を初め、多くの職員が出張や各種行事への出席などに利用し、導入から2月末までの走行距離は約5200キロメートルとなっており、車体のステッカーや行事の挨拶などでPRを行っております。

また、水素・燃料電池普及キャラバンを、全道の13市町村で延べ21回開催し、道の公用車を含め、民間や自治体のF C Vも展示し、約200名の方々に試乗や同乗していただくなど、F C Vの環境性能、静音性などを体感していただいたところでございます。

以上でございます。

○**藤川雅司委員** この1月の末に、産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会で、室蘭市における水素社会に向けた取り組みについて視察をしてまいりました。

室蘭市では、2016年——平成28年の3月に、移動式水素ステーションとF C Vを導入したのを皮切りに、市営温水プールにエネファームを導入するなど、目に見える取り組みが着実に進められておりました。

こうした取り組みを広げていくためには、自治体間に加え、民間事業者も含めて連携して取り組んでいくことが大切だというふうに思います。

道においては、F C Vの普及に向けて会議を立ち上げ、自治体や民間事業者と連携して取り組んできたことと承知をしておりますが、その内容についてお伺いいたします。

○**佐藤低炭素社会推進室参事** 自治体などとの連携についてであります。F C Vの普及の初期段階においては、公用車や社用車としての率先導入が追い風となるものと考え、道では、昨年6月に、車両ユーザーが多い道央圏の11市町村と五つの経済団体、関連企業などで構成される道央圏F C V普及促進戦略会議を立ち上げました。

この会議では、水素、燃料電池に関する国の政策や各種支援策、F C V及びインフラ整備の全国的な状況や他県での取り組み、自動車メーカーの本格普及に向けた生産体制や技術開発の動向など、最新情報の提供、共有に努めてきたところでございます。

また、会議に参画する自治体や経済団体を対象として、F C V導入時の補助制度や、すぐれた環境性能、走行性能など、トータルなメリットを説明し、率先導入を働きかけてきたところであり、今後も、さまざまな機会を通じ、市町村や事業者の皆様との連携を深め、F C Vの着実な普

及に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤川雅司委員 水素ステーションについてお伺いしたいと思うのですが、この3月には、民間の事業者が、札幌市内で初となる商用水素ステーションをオープンさせ、大消費地である札幌圏での供給インフラが確保されることとなります。

この設備の概要と今後の展開についてお伺いいたします。

○佐藤低炭素社会推進室参事 水素ステーションについてであります。エア・ウォーター株式会社が3月下旬に開所するステーションは、大型トレーラーの荷台に各種の水素供給設備を搭載した移動式で、札幌市豊平区の同社敷地内を拠点に、FCV1台当たり約3分で高圧水素を充填し、1日に15台程度の対応が可能となっております。

道といたしましては、このステーションの開所が、札幌圏を中心としたFCVの普及と水素需要の確保を後押しするものと期待しており、周辺自治体や事業者の皆様に対するFCV導入の働きかけを強めるとともに、移動式という特徴を生かした水素供給インフラの広域的な展開の可能性についても、事業者の皆様と検討するなど、今後のFCVの普及とインフラの確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤川雅司委員 今後の展開についてお伺いしたいと思うのですが、いろいろな取り組みをしてまいりまして、札幌にも水素ステーションができるということなのですが、FCVの価格がまだまだ高く購入できないといった課題もあります。本体価格は700万円を超えており、200万円の補助があると聞いているのですけれども、これを受けても500万円になるのです。

経済関係の雑誌に、トヨタは価格の引き下げに取り組んでいて、次期モデルでは燃料電池システムのコストを半減させると幹部が言っているという記事がありました。さらに、2025年には、今の4分の1の価格にするということで、トヨタも値段を下げるための努力を積極的に行っておりまして、今の4分の1になれば、少しは手が届くのかなと思います。

水素ステーションとFCVの普及は鶏と卵の関係といえますか、どちらも一緒にふやしていかなければならない。水素ステーションがなければ車を買ってもだめだし、車も安くなければ買えない、こういうようなことがありまして、一緒にふやしていくことが必要だと思います。

水素ステーションが札幌にもできるわけですが、この開所を契機として、着実にFCVをふやしていくことが大切だというふうに思います。

本道のFCVの普及に向け、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 環境生活部長小玉俊宏君。

○小玉環境生活部長 FCVの普及に向けた今後の展開についてであります。走行時にCO<sub>2</sub>を排出しないFCVの普及は、運輸部門の低炭素化に寄与するとともに、水素需要を喚起することで、本道の豊かな再生可能エネルギーによる水素製造へとつながることが期待されます。

このため、道といたしましては、FCVユーザーの新規開拓と水素供給インフラの確保の両面

が進むよう、道央圏の自治体や民間事業者等から成る戦略会議を立ち上げ、普及の意義や、国の購入価格を抑える支援制度等の情報の共有などに努めてきたほか、札幌市とも連携し、民間事業者の水素ステーション整備への支援を行ってまいりました。

今月下旬には、札幌市内に水素ステーションが開所し、札幌市においても公用車として2台が導入されるほか、市内の企業での導入も進みつつありますことから、道といたしましては、こうした動きをF C Vの普及を加速する好機と捉え、室蘭市や鹿追町など、先行して取り組む自治体、企業とも連携を密にしながら、さまざまな機会を通じて、F C Vや水素供給インフラの普及を促進し、その動きを全道へと拡大してまいります。

以上でございます。

**○藤川雅司委員** この質問の最後になりますが、トヨタや日産自動車、ホンダなど11社で、水素インフラの整備に向けた新しい会社をこの春に設立するということでありまして、トヨタが特許を公開するとの報道もありました。

まだまだ、価格の問題とか水素ステーションの拡大など、進み方は遅いですが、こうした民間の動きなどとも連携して、しっかりと取り組んでいただきたい、そのことを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次は、100年記念施設の今後のあり方についてお伺いをいたします。

北海道博物館や開拓の村、百年記念塔といった100年記念施設について、道では、昨年11月に「百年記念施設の継承と活用に関する考え方」を取りまとめて、北海道150年の節目である本年――2018年に再生構想を策定すると聞いています。

昨年の一般質問でも指摘したところでありますが、道民の貴重な財産である100年記念施設については、しっかりと議論をしていく必要があるというふうに思っております。特に、百年記念塔については、この塔に対する熱い思いがある方々がおられますし、地域のシンボルとしての愛着もあります。

その反面、ことし1月の新聞報道にもありましたように、今後、多額の費用が必要になるということも考慮すると、今後の維持管理に疑問の声が上がるなど、さまざまな議論があるわけがあります。それだけに、広く道民の意見を十分に聞いていくことが重要だと考えております。

そこで、以下お伺いをいたします。

道では、昨年11月に、今後の議論の方向性を示した「百年記念施設の継承と活用に関する考え方」を取りまとめましたが、現在の検討状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

**○笹田浩委員長** 文化振興課長高見芳彦君。

**○高見文化振興課長** 現在の検討状況についてであります。昨年11月に、100年記念施設について今後の議論の方向性を示した「百年記念施設の継承と活用に関する考え方」を取りまとめ、ホームページなどで公表したところです。

これまで、札幌市、江別市を初めとする関係機関などに対して考え方の説明を行うとともに、道民から幅広く御意見を伺うため、新年度から実施するワークショップなどの取り組みに向け

て、準備を進めているところでございます。

以上です。

○藤川雅司委員 この「考え方」においては、百年記念塔に関して、今後50年間で維持管理する場合の経費を、専門業者に委託して算出したということではありますが、その内容についてお伺いいたします。

○高見文化振興課長 百年記念塔の今後の維持管理費についてであります。百年記念塔については、安全性や将来世代の負担の軽減など、さまざまな観点から、引き続き検討を進めることとしており、そのために、今後50年間の維持管理費などについて、昨年、専門の業者に調査を委託したものでございます。

その結果といたしまして、以前のように展望台への立ち入りを可能とする場合は約29億円、モニメントとして現状を維持する場合は約27億円、除去する場合は約4億円となっております。

なお、これらの金額は、資材費や人件費等の物価上昇分などは見込んでいないことから、実際の維持管理費はさらにかかるものと想定しております。

以上です。

○藤川雅司委員 今の数字は、50年間の維持管理費ということですから、1年にすると、毎年、幾らかかるのか。ただ、これから資材などの物価上昇とかで幾ら上がっていくか、わからないということです。

さらに、なくしてしまう場合は4億円と、数字的には少ないけれども、なくなってしまうのはどうなのだろうかという意見を道民の皆さんは結構お持ちだと思いますので、いろいろな方々からの御意見を聞きながら、検討を進めていただきたいと思います。

それで、私は、百年記念塔の当時の設計者である井口さんからおはがきをいただきましたが、とても気にしている御様子でありました。

この井口さんを初め、関係者の意見も十分参考にすべきだと思いますが、これについてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○高見文化振興課長 関係者からの意見についてであります。百年記念塔は、昭和42年に開催された設計のコンテストで最優秀賞となった作品が採用されており、その作者の方にも、昨年末にお会いし、当時の状況や設計に当たったの考え方など、百年記念塔に関するさまざまなお話をお聞きしているところでございます。

また、これまで、百年記念塔に使用されている部材の製造メーカーからも、素材の耐久性に関する説明を受けるなど、関連する情報を収集しているほか、当時、建設に御協力をいただいた市町村及び関係団体の方々にも御説明を行ってきたところでございます。

以上です。

○藤川雅司委員 建設に御協力をいただいた方々、寄附をしてくれた方々など、いろいろな関係者がおられるというふうに思いますが、今後の費用のことを考えると、寄附という方法なども検討していくことになるのかなと思っております。

最後に、今後の取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。

平成30年——ことしのうちに再生構想を取りまとめるということですが、この構想の策定に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

**○小玉環境生活部長** 今後の取り組みについてであります。再生構想の取りまとめに向けまして、道民の皆様から幅広い御意見を伺うため、ワークショップ等を開催するほか、まちづくり、公園デザインなど、各分野における専門家とヒアリングを行うこととしております。

これらによりいただいた意見等をもとに素案をまとめ、道議会での御議論をいただくとともに、パブリックコメントを実施した上で、年内に再生構想を取りまとめたいと考えております。

道といたしましては、100年記念施設に託された思いを引き継ぐとともに、これらを中核とするエリアが、今後、50年、100年にわたりまして、たくさんの道民の皆様や世界じゅうから訪れた方々にぎわうよう、再生構想の検討を進めてまいります。

以上でございます。

**○藤川雅司委員** 100年記念施設については、開拓の村の屋外展示施設が大分老朽化していることも前の議会で指摘をいたしました。今、改修工事が行われているようです。これが、50年、100年ということになりますと、開拓の村、博物館、百年記念塔を長期にわたってどうしていくのか、どのように維持管理をしていくのかは大変重要な課題だと思いますので、道民の皆さんの御意見をしっかりと伺いながら、構想を策定するよう求めておきたいというふうに思います。

そこで、次の質問に移ります。

次は、アイヌの遺骨等の返還についてお伺いをいたします。

今、国が白老町で整備を進めています民族共生象徴空間には、国立アイヌ民族博物館と国立民族共生公園のほか、アイヌの方々の遺骨等の慰霊及び管理のための慰霊施設が整備されると承知しております。

一方で、現在、遺骨等のアイヌの人たちへの返還が進められているところであります。大学などに保管されているアイヌ遺骨等と慰霊施設との関係を含めて、今後の取り扱いについて、数点お伺いをしてまいります。

まず初めに、全国の大学や博物館及び道内の大学等におけるアイヌの遺骨等の保管状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

**○笹田浩委員長** アイヌ政策推進室参事永浦政司君。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** イランカラテ。

アイヌ遺骨等の保管状況についてでございますが、平成29年4月に文部科学省が発表いたしました、全国の大学を対象とした保管状況調査の結果によりますと、全国の12大学に、個体ごとに特定できた遺骨が1676体、個体ごとに特定できなかった遺骨が382箱、保管されていることが確認されております。

うち、道内では、北海道大学に1015体、367箱が、札幌医科大学に294体が保管されているところでございます。



【第2分科会 3月14日 第3号】

また、平成28年12月に文部科学省が発表いたしました、全国の博物館等を対象とした調査の結果では、全国の博物館等12施設に76体、27箱が保管されていることが確認されており、うち、道内では、北海道博物館の7体のほか、10施設に68体、27箱が保管されているところでございます。

○藤川雅司委員 北海道大学におきまして、2013年に、北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書が作成されており、これは180ページを超える膨大なものであります。

その内容を見ますと、アイヌ人のルーツを研究するために、埋蔵されていた人骨を発掘、収集し、分析していたことが前段に書かれておりまして、八雲町、長万部町、浦幌町、根室市、千歳市、さらには、樺太あるいは北方領土など、13市町村、約17カ所で発掘、収集されていたと記載されておりまして、多くの地域から相当多くの数が集められたようで、今御答弁がありましたとおり、1676体、さらには、箱に入ったものが382ということであります。

そこで、アイヌの方々の遺骨などについては、現在、国において、返還に向けたさまざまな検討が行われていると承知しますが、どのような考え方で返還が進められ、また、民族共生象徴空間の慰霊施設ではどのように取り扱われることになるのか、お伺いをいたします。

○永浦アイヌ政策推進室参事 アイヌ遺骨等の取り扱いについてでございますが、国では、平成25年6月に定めた「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」に基づき、各大学等に保管されておりますアイヌの遺骨について、関係者の理解及び協力のもとで、遺族等への返還が可能なものは、各大学等においてアイヌの人たちへの返還に努めることとしております。

また、直ちに返還できない遺骨等につきましては、国が主導して、民族共生象徴空間の慰霊施設に集約をし、アイヌの人たちによる受け入れ体制が整うまでの間、適切な慰霊と管理を行うこととされているところでございます。

○藤川雅司委員 当時の遺骨の収集に当たっては、土地所有者の同意や遺族など関係者の同意が必ずしも十分でなかった地域もあるようでありまして、さきに紹介した北大の報告書によりまして、1980年、1982年に、これらの発掘に対して批判的な方、団体からの返還要求なども出されています。

また、一方で、新たな民族共生象徴空間の慰霊施設での管理を望んでいる地域もあるようです。

アイヌ遺骨等の返還の取り組みはどのように進んでいるのか、現状についてお伺いいたします。

○永浦アイヌ政策推進室参事 アイヌ遺骨等の返還に向けた取り組みについてでございますが、各大学等において保管されておりますアイヌ遺骨等のうち、個人が特定された遺骨等につきましては、平成26年6月に国が定めた、返還手続に関するガイドラインに基づき、北海道大学と札幌医科大学が、平成28年9月より返還手続を進めているところでございます。

また、個人が特定されていない遺骨等につきましては、各大学等におきまして、返還に向けて、遺骨の一体化の作業が進められ、その特定に努めているところでございます。

道におきましては、国や北海道大学、札幌医科大学から、遺骨等の返還手続の周知について協力要請がありましたことから、道のホームページ、リーフレットによる周知のほか、振興局や市町村への周知依頼を行ってきているところでございます。

○藤川雅司委員 最後に、今後の対応についてお伺いをいたしますけれども、返還できるものは返還するという基本的な姿勢であるように伺いました。関係者の理解及び協力のもとで進めていくということでありましたので、関係者の理解及び協力のもとで、今後とも、アイヌ遺骨等の集約あるいは返還、慰霊について取り組んでいただきたいと思います。

それで、民族共生象徴空間は、2020年4月に一般公開されることになっておりまして、慰霊施設も含め、開設に向けた準備が進められていますけれども、アイヌの遺骨などの返還や集約に向け、道として、今後、どのように取り組んでいくのか、部長の考えをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○小玉環境生活部長 今後の対応についてであります。国では、過去に発掘、収集され、現在、大学等で保管されているアイヌの遺骨及び付随する副葬品につきまして、関係者の理解と協力のもと、アイヌの人たちへの返還を進め、直ちに返還できない遺骨等につきましては、民族共生象徴空間の慰霊施設に集約し、アイヌの人たちによる尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、受け入れ体制が整うまでの間、適切な管理を行うこととされております。

また、出土地が明らかな遺骨等の地域への返還につきましても、アイヌの人たちの意向に沿い、引き続き検討を進めることとしております。

道といたしましては、アイヌの人たち及びその精神文化が尊重され、アイヌの人たちの尊厳ある慰霊が着実に進むよう、アイヌ遺骨等の早期返還につきまして、引き続き国に働きかけてまいります。

以上でございます。

○藤川雅司委員 終わります。

○笹田浩委員長 藤川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

塚本敏一君。

○塚本敏一委員 おはようございます。

自民党・道民会議の塚本でございます。

通告に従いまして、環境生活部所管事項の2点についてお聞きをしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、環境保全活動の推進についてお聞きをしてまいりたいと思っております。

知事は、道政執行方針の中でも、持続可能な開発目標、すなわち、今風に言いますとSDGsに関することに大きく言及をされておりまして、代表質問に対し、本道の自然環境や地域資源などの価値観を高めていくためにも、SDGsの実現に向け、全庁横断的な体制を整備するとともに、新年度には新たなビジョンの策定を目指す、このようにお答えをされているわけでありませう。

【第2分科会 3月14日 第3号】

数ある目標、そして17項目のターゲットの中には、再生可能エネルギーの割合の増加、気候変動対策、生物多様性の損失の阻止など、環境施策にも密接に関連するものが数多く含まれていると思います。国の白書の中にも、そういうことが記述されていると伺っております。

このように、SDGsにつきましては、後進国も含め、先進国においても、それから、私たち個人、企業、全ての活動団体においても、これから目標にしていかなければならないということで、国においても、全閣僚が参加する推進本部を官邸の中に設置したと承っております、実施指針に基づいて取り組みを進められております。

その目標の達成に向けましては、あらゆる利害関係者、すなわち、地域社会もそうでしょうし、市民、それから企業においては、消費者、仕入れ先など、そういう全ての方たちが主体的な取り組みを実践することが重要であり、北海道においても、地方公共団体の施策はもちろん、企業、団体においても、それぞれが当事者として主体的に参加して、サステナブル社会の実現に貢献できるように、全員参加型で取り組むことが今求められていると思います。

企業では、これまでも、企業活動が社会に与える影響を考慮しながら、CSR運動にしっかりと取り組んでいただいているわけですが、その中にも、温暖化対策やリサイクル、生物多様性の保全など、地域の環境問題の解決につながるものが多くあると思います。

そういう中で、1点目としてお伺いさせていただきますが、道におきましては、環境問題における企業の役割をどのように認識しているのか、お伺いをしたいと思います。

○**笹田浩委員長** 環境政策課長山田幸喜君。

○**山田環境政策課長** 環境問題における企業の役割についてであります。SDGsの達成のためには、政府、地方自治体、市民、民間企業等、あらゆる主体が役割を担う必要がありますが、企業については、製品やサービスの生産、供給などにおいて環境にさまざまな影響を与えていることから、事業活動の全ての段階で、環境への適切な配慮を行う必要があると考えております。

このため、企業は、事業活動が環境に及ぼす影響と、その低減への取り組みを広く公表し、社会の信頼を得ること、さらには、企業の社会的責任として、みずからも環境保全の取り組みを実施するとともに、地域と一体となったボランティア活動を行うなど、いわゆるCSR活動の展開が求められるところでございます。

これまで、道内でも、多くの企業が、事業活動による廃棄物や二酸化炭素の排出削減に取り組んでいるほか、社会貢献活動として、環境教育や地域の環境活動への支援など、さまざまな取り組みを行っているものと承知しております。

以上です。

○**塚本敏一委員** 今るるお話をいただきましたが、そういう課題が企業の役割としてあるのだと思います。

私は、北見市で、3年間、市民環境部長を仰せつかったことがあります。そのときに、環境審議会の中で、これからの持続可能な社会やリサイクル社会などに対して、行政としてどうしていくのかという話をしたら、ある委員の方から、これからは、私たち消費者として、スーパーの

買い物袋をなくしていかなければならないので、そのためにも行政がしっかり対応してほしいという話がありました。

私は、当時、そのことがどういう意味かわからなくて、それをやってしまうと企業生産にも大きな影響がありますから、それは簡単にはいかないと思いますよという答弁をしたことがあります。それで、環境審議会の中でいろいろと議論になってしまっていて、部長、そういう考え方だったら、これから来るであろう循環型社会には対応し切れませんよと言われたのです。

そのときには、私も、環境問題については、自分の考えの中で活動してきたのですが、今、SDGsの話聞いて、そういう社会が来たのだということがよくわかるような気がいたします。だからこそ、こういう問題については、企業はもちろんのこと、行政においてもしっかりと対応していかなければならないと思います。

持続可能な社会の構築に向けて、民間企業は、果たすべき役割をしっかりと果たしていかなければならないのですが、それに対して、道が企業活動を促進するようにどのように取り組んでいるのか、ここについてもあわせてお尋ねをしたいと思います。

**○山田環境政策課長** 企業の環境保全活動の推進についてであります。道では、環境に配慮した事業活動を行っている企業、事業所を登録、認定するグリーンビズ認定制度や、廃棄物の発生・排出抑制の模範となる事業所を表彰するゼロエミ大賞制度を通じて、モデルとなる事例の見える化を行うことにより、多くの企業の取り組みを促進してきたところでございます。

また、道内で事業を展開するさまざまな企業と、包括連携協定や環境保全に関するパートナーシップ協定を結び、ラムサール条約湿地等の水辺環境の保全活動や、知床世界自然遺産地域の保全活動のほか、子どもたちの環境教育活動への支援など、それぞれの企業理念や経営資源を生かした取り組みを協働で実施しているところであり、企業と地域活動のコーディネートやアドバイス等により、地域の特性を生かした効果的な活動が展開できるよう支援しているところでございます。

以上です。

**○塚本敏一委員** ぜひ、そのように支援をしていただきたいと思いますが、もちろん、企業のほかにも、NPOとかNGOといった非営利団体もあるわけでございまして、社会の中では大きな構成員となっているわけです。最近では、国際会議での各国の交渉においても、国と肩を並べるほど、NPOとかNGOの影響力というか、役割が増してきていると思います。

道が、道内での環境保全活動を推進する場合において、これらの団体への働きかけも必要だと思っておりますが、道は、NPOなどの市民団体の活動促進に対してどのように取り組んでいるのか、この件についてもお尋ねをしたいと思っております。

**○山田環境政策課長** NPO等の市民活動への働きかけについてであります。NPOの方々には、より道民に近い立場で、さまざまな草の根の環境保全活動を行うとともに、道民、事業者、行政といった、さまざまな主体の活動を結びつける担い手として活躍されております。

道では、これまで、環境NPOの支援のために設立された北海道環境財団を通じて、活動資金

に係る各種助成の相談や、協定締結等の支援企業とのマッチング、活動への人的協力やノウハウの提供を行うなど、環境保全に取り組む多様な活動を育成、支援してきたところでございます。

○塚本敏一委員 非営利団体等に対する支援も行ってきたということでございます。そうであれば、今度は、企業、それからNPOとかNGOといった非営利団体等、同じようなことをやっているのですけれども、そこに横串を入れていくことが必要だと思います。全ての団体が連携をとってやっていくことによって、この問題にしっかりと対応できていくのだと思います。

そういう意味で、道は、こういう団体や企業との連携に対してどのように取り組んでいるのか、このことについてもお聞きをしたいと思います。

○山田環境政策課長 企業などの連携についてであります。廃棄物の発生抑制や地球温暖化対策の推進、生物多様性の保全など、今日の環境問題は、日常の暮らしや事業活動と密接にかかわっており、これらを解決するためには、道民、企業、団体、行政等、社会全体が一体となって、環境問題を考え、行動を起こしていく必要があると認識しているところでございます。

このことから、道では、平成10年に、行政機関を初め、さまざまな業界団体やNPO、メディアなどが参画する環境道民会議を立ち上げ、各主体が、目標を共有しつつ、それぞれの強みとネットワークを生かした活動を展開できるよう、環境保全に関する先駆的な取り組み事例を紹介するセミナーを開催するほか、参加団体の活動情報の発信や各種支援制度の活用、助言等を通じ、サポートしてきたところでございます。

以上です。

○塚本敏一委員 ぜひ、これからもそのように取り組んでいただきたいと思います。

ことし、平成30年は、北海道命名150年という記念すべき年であります。また、環境に関しましては、これまでも皆さんにお取り組みをいただいているわけですが、気候変動という地球規模の課題について議論して、環境サミットとも呼ばれた洞爺サミットの開催から10年という記念すべき年に当たるわけです。

道としても、こういう記念すべき年に環境保全意識の向上を図る必要性が重きを増してくると思いますが、道の見解についてお伺いをしたいと思います。

○笹田浩委員長 環境局長相田俊一君。

○相田環境局長 北海道命名150年を契機とした取り組みについてでございますが、気候変動への対応など、環境問題が大きく取り上げられた北海道洞爺湖サミットから10年という節目を迎えますとともに、持続可能な開発目標の考え方への関心が世界的に高まっていることを踏まえまして、道では、環境道民会議との協働により、SDGsをテーマといたしました記念フォーラムを開催し、幅広い層の方々に、その意義や方策等の理解を深めていくこととしているところでございます。

さらに、北海道150年と環境道民会議設立20周年を記念し、クラウドファンディングを活用した植樹を行い、道民の環境保全活動への参画意識を高める考えでございます。

以上でございます。

○塚本敏一委員 ありがとうございます。

国際的にも、こういう問題に本当に取り組んでいかなければならないと思います。

実は、おとついでですが、私が何の気なしにテレビのスイッチを入れたときに、オランダからのニュースが流れていました。あるスーパーの話でした。スーパーで使っているプラスチックの全てのものを、2週間だったか2カ月以内に土に返る素材のものにしている、そういうスーパーがオープンしましたと。そして、これから、私たちは、こういうことを国じゅうに広めていって、地球に優しい生活をしていくのだというニュースでした。

今まさに局長におっしゃっていただいたように、国際的にも、日本もこういうことを大切にしていって取り組んでいかなければならない課題だと思いますが、そういう意味では、日本はまだまだおこなっていると思います。だからこそ、こういう取り組みをこれからもしっかりやっていかなければならないと思います。

いずれにいたしましても、今後、企業も、非営利団体も、私たち市民もそうですが、全ての者が環境保全運動を推進していくために、道としてどのように取り組んでいくのか、その意気込みについてお聞きをしたいと思います。

○笹田浩委員長 環境生活部長小玉俊宏君。

○小玉環境生活部長 今後の取り組みについてであります。グローバル化の進展により、環境問題が複雑化、ボーダーレス化する一方、地域におきましては、人口減少・超高齢化社会の到来により、環境行政や企業活動、地域活動の担い手の確保が難しくなっている今日、企業、市民等のさまざまなステークホルダーの主体的な行動がますます重要になると認識しております。

中でも、企業の取り組みが大きなウエートを占めておりますことから、循環型社会の形成や、低炭素化に向けたビジネスの振興、環境関連のCSR活動の促進などをさらに推し進める一方、そうした企業の経営、品質に対し、取引先や消費者、投資家の皆様に評価を高めていただく必要があると考えております。

そのため、道といたしましては、新年度、企業の環境活動を一元的に所管する組織を創設するとともに、SDGsの考え方を踏まえ、男女平等参画や消費者教育、市民活動などの推進施策とも連携し、環境及び経済、社会が調和した、持続可能で多様性に満ちた北海道の創造に取り組んでまいります。

以上でございます。

○塚本敏一委員 ありがとうございます。

そういう課題は、目に見えていてもなかなか解決が難しく、一つ一つ丁寧に対応していくことが大切だと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

自然公園の整備と利用促進について伺ってまいりたいと思います。

国は、東京オリンピック・パラリンピック大会を迎える2020年に4000万人、さらには、その10年後の2030年には6000万人のインバウンドを目標に掲げております。

【第2分科会 3月14日 第3号】

道でも、昨年2月に北海道インバウンド加速化プロジェクトを立ち上げまして、2020年には500万人のインバウンド獲得を目指していますが、北海道は、何といたっても自然環境に恵まれ、中でも、世界自然遺産の知床国立公園など六つの国立公園、それから、五つの国定公園、12の道立自然公園があるわけございまして、これが重要な観光資源になっていると思います。

インバウンドの一層の獲得を図るために、こういうポテンシャルを生かして、道としても、国と歩調を合わせて、さらに魅力あるものに磨き上げながら、インバウンドをふやす取り組みをしていかなければならないと思います。

インバウンドの観光客は、最近、爆買いから、個人個人がいろいろな目的を持ちながら、それぞれの地域に入っていくというように変わってきていると思います。

まず、道内の自然公園におけるインバウンドの状況はどのように推移しているのか、ここについてお尋ねをしたいと思います。

○**笹田浩委員長** 自然公園担当課長小林隆彦君。

○**小林自然公園担当課長** インバウンドの入り込み状況についてであります、道内の国定公園及び道立自然公園につきましては、訪日外国人利用者数の把握を行っていないところであります、環境省が取りまとめた、国立公園における外国人利用者数の推計に関する報告によると、暫定値ではございますが、平成29年において、道内で最も利用者数が多かったのは、支笏洞爺国立公園の約90万1000人、次いで、大雪山国立公園の約6万人となっている状況でございます。

利用者数の推移につきましては、道内の国立公園の6カ所の合計で、平成24年は約33万8000人であったのに対し、29年は108万7000人となっており、5年間で約3倍に増加しているところでございます。

○**塚本敏一委員** 支笏洞爺国立公園が90万1000人、2番目の大雪山国立公園が6万人ということで、非常に地域格差があるようでありませけれども、支笏洞爺国立公園の地の利ということが、インバウンドにとっては明確に理解しやすいのかなということもあると思います。

では、道内の自然公園のインバウンド対策として、現在、どのような取り組みが行われているのか、ここについてもお伺いをしたいと思います。

○**小林自然公園担当課長** 自然公園でのインバウンドに係る取り組みについてであります、道では、これまで、貴重な風景地の保全や適正利用の観点から、自然公園の管理、整備を行ってききましたが、その利用者は主に国内の旅行者を想定していたところであり、外国人の利用者に対する利便性は十分に配慮されてこなかったことから、近年のインバウンドの増加に対応した受け入れ環境の整備が重要となってきたところでございます。

このため、本道の豊かですぐれた自然環境を、言語やアクセスのストレスがなく、安全、快適に楽しんでいただくため、案内標識等の多言語化、トイレのユニバーサル化など、利用施設の充実が図られるよう、国や市町村と連携し、計画的な自然公園の整備に努めているところでございます。

○**塚本敏一委員** 国では、平成28年7月に、国内の8カ所の国立公園を国立公園満喫プロジェクト

トの実施地区に選定しまして、それぞれの地区で事業を展開しています。

改めて、満喫プロジェクトの目的と、どのような取り組みを進めているのか、ここについてもお知らせいただきたいと思えます。

**○小林自然公園担当課長** 国立公園満喫プロジェクトについてであります。環境省では、平成28年3月に政府が取りまとめた、明日の日本を支える観光ビジョンに基づきまして、国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化を図るため、満喫プロジェクトを展開しており、2020年までに、訪日外国人の国立公園利用者数を年間で1000万人にすることを目指しているところでございます。

実施地区に選定された阿寒摩周国立公園を含む全国で8カ所の国立公園では、それぞれの地域特性などを踏まえてコンセプトを定め、利用施設の整備に加え、上質なホテルの誘致や公共施設の民間開放、新たなアクティビティの創出など、外国人を引きつける集中的な取り組みが推進されているところでございます。

**○塚本敏一委員** 今、全国で8カ所の中に、本道からは阿寒摩周国立公園が入っているということでした。

それでは、阿寒摩周国立公園ではどのような取り組みが進められているのか、成果を含めて、おわかりになれば、進捗状況もあわせてお伺いをしたいと思います。

**○小林自然公園担当課長** プロジェクトの進捗状況などについてであります。阿寒摩周国立公園では、国立公園満喫プロジェクトを推進するため、関係機関や自治体、関係団体などで構成する地域協議会を設置いたしまして、実行計画となるステップアッププログラムを平成28年12月に策定し、さまざまな取り組みを展開するとともに、進行管理を行っているところでございます。

プログラムの具体的な内容としては、アクセスルートの標識整備や公園の案内板などの多言語化、トイレのユニバーサル化などの施設整備を初めといたしまして、町並み景観の改善やマリモ観察ツアーの試行、SNSによる公園の魅力発信など、多岐にわたっております。

こうしたプロジェクトの成果については、今後、入り込み者数や利用者の評価などを踏まえまして、地域協議会において検証していくこととしているところでございます。

**○塚本敏一委員** 今、それぞれ施設整備等が行われているわけなのですが、北海道には、すばらしい自然公園と国立公園等がまだまだあるわけですから、そういう部分に対する考え方も整理をしていかなければならないと思えます。

そういう意味では、国立公園満喫プロジェクトの成果をほかの自然公園にも展開して、新たな考え方で施設整備を進めていく必要があると思えますが、このことについて見解をお伺いしたいと思います。

**○笹田浩委員長** 生物多様性・エゾシカ対策担当局長東郷典彰君。

**○東郷生物多様性・エゾシカ対策担当局長** 国立公園満喫プロジェクトの展開についてであります。環境省では、満喫プロジェクトの展開状況を踏まえ、インバウンドの入り込み者数が多い全国で3カ所の国立公園を対象に、主にソフト事業を中心としまして、さらなる誘客の拡大を図



【第2分科会 3月14日 第3号】

ることとしたところであり、道内では支笏洞爺国立公園が選定されております。

本年1月には、環境省を初め、関係する国の機関や市町村などで構成されます地域協議会が設置され、道も参画して、受け入れ環境の整備方策などについて検討を進めているところであります。

今後も、外国人旅行客の増加が見込まれていることから、外国人旅行客の方々のニーズを伺い、自然や文化等の体験プログラムを組み込むなど、保全と新たな利用ニーズとの調和を重視しながら、魅力あふれる施設整備などを推進してまいります。

○塚本敏一委員 ありがとうございます。

ぜひ、進めていただきたいと思うのですが、先ほどインバウンドの入り込み客数を聞いたら、支笏洞爺国立公園は90万1000人でした。ところが、私の地元にある知床国立公園は2万人、釧路湿原国立公園は3万9000人、阿寒摩周国立公園は5万7000人と、結構入っているようでいて、非常に少ない数字が報告されているのです。ですから、支笏洞爺国立公園ばかりじゃなくて、北海道全体で、国立公園なり自然公園にインバウンドにしっかり来てもらえるような環境整備が必要なのだと思います。

ただ、残念ながら、道も財政が非常に厳しい折でございますから、全てをやるということは大変難しいと思いますが、そういう状況にありながらも、外国人観光客に来てもらえるような、観光サイドでいい周遊ルートをつくるとか、それぞれの観光施設で外国人に対応できる言語環境を整備するということが必要になってくると思います。

いずれにいたしましても、環境生活部で所管しております自然公園を対象に、国立公園満喫プロジェクトの成果を展開するためには、しっかりとした整備を進めていかなければならないのだと思います。インバウンドに入ってきていただくには、長期的に楽しんでいただくという施策も必要であるでしょうし、来てよかったと思っていただけるような整備が大切だと思います。

そういう意味で、予算が少ない中では大変だと思うのですが、環境生活部として、今後、施設整備にどのように取り組んでいくのか、道の考え方をお尋ねしたいと思います。

○小玉環境生活部長 今後の自然公園施設の整備のあり方についてでございますが、道では、これまで、国の自然公園整備の交付金等、各種支援策を活用し、自然環境の保全と適正な利用の観点に立ち、自然公園施設の整備に努めてきたところでありますが、施設の多くは、老朽化が進行し、訪日外国人にとっての利便性や魅力の向上が求められるなど、さまざまな課題を抱えているのが実態と認識しております。

今後、道といたしましては、インバウンドやアクティブシニアの方々の増大など、来訪ニーズの変化を踏まえながら、風光明媚な景勝地を見るといった観光だけでなく、豊かなるも厳しい大自然に育まれた歴史・文化資源にも触れられる滞在機会も織り込むなど、自然公園施設の整備、維持管理と誘客促進策の充実に向けた、それぞれの地域が主体となった活動を推進してまいります。

以上でございます。

○塚本敏一委員 何といっても、私たちが住む北海道は、面積が8万平方キロメートルあり、自然環境が豊かなところです。そういう意味では、人工的に物事をつくっていくというよりは、そういうものを生かした対応が必要になってくるのだと思いますので、所管する環境生活部において絶大なる御尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げて、私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○笹田浩委員長 塚本委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

橋本豊行君。

○橋本豊行委員 それでは、通告に従いまして、順次質問をしてまいりたいと思います。

まず、エゾシカ対策についてでございますが、第4期の北海道エゾシカ管理計画は平成29年3月をもって終了し、生息数や農林業被害額は減少傾向にあるとしております。

これまでも、エゾシカ対策については、さまざまな議論を重ね、道としても、エゾシカに関する専属組織の設置や、各市町村とも連携して対策を進めてきたと承知しているところでございますが、鳥獣保護区や民家の庭先を荒らすなどの被害もあり、依然として高い水準にあることから、平成29年4月から5年間の第5期エゾシカ管理計画を策定し、実施されているものと承知しております。

以下、数点伺ってまいりたいと思います。

まず、エゾシカの個体数と農林業被害についてでございますけれども、エゾシカの生息域が道内の全域に拡大し、農林業被害や、都市部でもエゾシカを見かけるようになっており、こうした状況において第4期エゾシカ管理計画が終了したことから、地域別の個体数の削減実績及び農林業被害額についてお伺いをいたします。

また、実績と結果について、どのように分析、判断されたのかも伺いたいと思います。

○笹田浩委員長 エゾシカ対策課長宮津直倫君。

○宮津エゾシカ対策課長 エゾシカの個体数と農林業被害についてであります。平成24年度から平成28年度まで、第4期エゾシカ管理計画に基づきまして、各般の対策を推進してきたところ、生息数は、東部地域が、ピークであった平成22年度の34万頭から、28年度には19万頭に減少し、西部地域が、ピークであった平成23年度の34万頭から、28年度には26万頭に減少、南部地域では、平成28年度は2万頭から10万頭と推定しているところであります。

また、農林業被害額につきましては、東部地域が、平成24年度の41億円から、28年度には26億9000万円に減少し、西部地域が、平成23年度の23億5000万円から、28年度には11億6000万円に減少しており、南部地域は、平成21年度の4400万円から、28年度には5700万円に増加しているところであります。

第4期計画におきまして捕獲対策を強化した結果、生息数と農林業被害額はともに減少し、一定の成果が認められたところでありますが、依然として高い水準にあることから、新たな生息数の目標や効果的な捕獲手法、地域資源としての有効活用を推進するため、平成29年3月に第5期エゾシカ管理計画を策定したところでございます。

以上です。

○橋本豊行委員 一定の成果があったけれども、全地域では約39億円の被害があったということでございます。

そこで、エゾシカの捕獲対策の進め方についてでございます。

毎年、エゾシカの捕獲状況や生息動向などを調べて、その結果を踏まえて狩猟期間や区域を検討しており、具体的な捕獲対策については、学識経験者など専門家の意見を聞きながら進めるところでございますけれども、これに関する所見をお伺いいたします。

○宮津エゾシカ対策課長 捕獲対策の進め方についてであります。毎年、学識経験者で構成するエゾシカ対策有識者会議におきまして、専門的かつ科学的な見地からエゾシカの生息数などを推定し、これに基づき、必要な捕獲数を算定し、狩猟期間の延長などの規制緩和に反映させているところであります。

第5期エゾシカ管理計画では、地域別の生息数につきまして、東部地域は13万頭以下、西部地域は17万頭以下、南部地域は減少に転じさせることとする目標を定めておりまして、地域ごとの達成状況の評価には専門的な知見が必要でありますことから、道といたしましては、引き続き、学識経験者の御意見をいただき、目標が着実に達成されるよう、捕獲対策に反映してまいります。

以上でございます。

○橋本豊行委員 今回の答弁にありましたとおり、達成状況の評価には専門的な知見が必要だということでございますので、学識経験者との連携を強化して、目標が達成されるよう求めておきたいと思っております。

次ですが、私の地元では、阿寒摩周国立公園、釧路湿原などがあり、鳥獣保護区等への逃げ込みや、日没後に出没するなど、捕獲困難な状況が見られるようになっているわけでありまして。

捕獲効率の向上のために、効果的な大型囲いわな猟やモバイルリング、シャープシューティングなどを実施してきたものというふうに承知しているところでございますけれども、これらの捕獲技術をエゾシカの捕獲にどう生かしていくのか、この点についてお伺いいたします。

○宮津エゾシカ対策課長 捕獲技術の活用についてであります。道では、捕獲を効果的に進めるため、道立総合研究機構や大学などと連携いたしまして、大型の囲いわなによる捕獲や、餌場に集めたシカを高いところから射撃するシャープシューティング、林道を巡回する車両からシカを射撃するモバイルリングを試行し、その効果の検証を行ってきたところであります。

道といたしましては、平成27年度に、これらの技術やノウハウをエゾシカの捕獲手法としてマニュアル化いたしまして、道内のハンターなどへの周知を図るとともに、鳥獣保護区等で道がみずから行う指定管理鳥獣捕獲等事業でも活用するなど、地域の関係機関や団体等と緊密に連携しながら、地域の実情に応じた効果的な捕獲対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本豊行委員 捕獲するに当たりましては、捕獲環境の整備が必要だというふうに思います

が、林道除雪などの捕獲環境の整備の推進について、自衛隊の協力や、国、道、市町村等の連携などにどう取り組んでいくのか、この点もお伺いします。

**○宮津エゾシカ対策課長** 捕獲環境の整備についてであります。エゾシカの生息数や農林業被害額の軽減を図るためには、引き続き、狩猟や、市町村が行う一斉捕獲を進める必要があります。これらの捕獲機会を拡大するためには、林道の除雪などの環境整備が重要であることから、国有林や道有林などの関係機関などで構成するエゾシカ対策連絡協議会を通じまして、捕獲従事者の方々が意欲を持って捕獲できる環境が整備されるよう取り組んでまいります。

なお、自衛隊の協力につきましては、狩猟や、市町村が行っている有害鳥獣捕獲の対策が進み、エゾシカの捕獲が行われていない自衛隊の演習場などの施設に逃げ込むような状況が生じた場合、必要に応じて、捕獲従事者の施設内の通行やシカの追い出しなどの協力を求めることがあるものと考えており、平素から緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○橋本豊行委員** 自衛隊の協力の関係については、以前、私が環境生活委員会に所属していたときに、部長と防衛省に行って、ヘリコプターによる追い込みとか林道の整備などの協力を要請してきた経緯もございまして、今答弁いただきましたとおり、平素から緊密な連携をとって、必要性があるときにはすぐに協力を求める体制をつくっていくことが重要だと思っております。

次に、エゾシカ捕獲の規制緩和等についてであります。

全道のエゾシカ生息数及び捕獲数の推移と適正な生息ラインを見ると、積極的に捕獲することが求められているというふうに考えるところでございますけれども、全道的な調査の実施状況についてお伺いをいたします。

また、雄雌の捕獲数や狩猟期間などの規制緩和について法的な動向があるのかどうか、この見解もお伺いしたいと思います。

**○宮津エゾシカ対策課長** 生息数の調査と捕獲の規制緩和などについてであります。全道的に行っている調査といたしましては、狩猟や許可捕獲による捕獲数の地域ごとの集計と、夜間の林野等を車で走行して確認できたエゾシカ頭数の経年変化をはかるライトセンサス調査があり、この2種類のデータから、最も確率の高い生息数を、統計的手法を用いて算出しております。

また、捕獲に関する規制緩和につきましては、環境省が省令を改正し、平成29年9月以降、従来、1日当たり1頭までとしていたエゾシカの捕獲規制を無制限としたところでありますが、道といたしましては、より効果的にエゾシカの生息数を減少させるため、特に雌ジカの捕獲促進が図られるよう、12月1日以降は、雄ジカの捕獲を1日当たり1頭に制限しているところでございます。

以上でございます。

**○橋本豊行委員** 次に、エゾシカによる交通事故等についてであります。

道路での交通事故やJR列車の支障については減少傾向にあるということでございますけれども

【第2分科会 3月14日 第3号】

も、東部地域では、平成28年度の交通事故は819件で、J Rの列車運行に支障が出たのは992件となっているところでございます。

その要因と、どのような対策に取り組んでいくのか、この点についてお伺いします。

**○宮津エゾシカ対策課長** エゾシカによる交通事故等についてであります。道内で特に多い東部地域の交通事故件数は、平成23年の1213件をピークに、28年には819件に減少し、J R列車の支障件数は、平成24年の1434件をピークに、28年には992件に減少しているところであります。

減少の要因といたしましては、生息数自体が減ってきたことに加え、侵入防止柵の設置や注意喚起の道路標識等の対策が一定の効果を上げたものと認識しております。

このため、道といたしましては、引き続き、エゾシカの個体数を減少させるための捕獲対策に取り組むとともに、地域のエゾシカ対策協議会などを通じて、道路管理者である北海道開発局や、鉄道管理者であるJ R北海道などの関係者と連携しながら、事故等の防止を図ってまいります。

以上でございます。

**○橋本豊行委員** 今後の取り組みについてお伺いをいたします。

エゾシカの推定生息数は、ピーク時から減少傾向にあるということが答弁でわかったところでございます。

ただ、年間増加率については15%から20%ふえて、4年で倍になると言われているわけであり、先ほど、エゾシカの生息数を減少させるために、雌ジカの捕獲促進が図られるよう進めていくとの答弁がありましたとおり、雌ジカを捕獲することがより効果的だということでございます。農林業被害や交通事故などは依然として高い水準であると思っておりますので、効果的な対策が重要だと考えているところであります。

農林業被害への地域別対策と、侵入防止施設の整備や、被害防止のための予算の確保、関係機関・団体との連携協力体制などについてどのように進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

**○笹田浩委員長** 環境生活部長小玉俊宏君。

**○小玉環境生活部長** 今後のエゾシカ対策の取り組みについてであります。エゾシカによる農林業被害や交通事故等は、エゾシカの生息状況、生活や産業とのあつれきの度合いなどによって地域で差がありますことから、それぞれの実情に応じた効果的な捕獲対策に取り組む必要があると考えております。

このため、本年度から5年間を計画期間とする第5期エゾシカ管理計画では、地域別に生息数の目標を掲げるとともに、食肉等への有効活用の推進を掲げたところでございます。

道といたしましては、エゾシカ管理計画の目標の達成に向け、国の交付金を活用しながら、市町村が行っている有害鳥獣捕獲に加え、道みずからも、鳥獣保護区等を対象に鳥獣捕獲事業を展開するとともに、エゾシカ対策協議会などを通じまして、庁内の関係部局や関係機関・団体と連携しながら、被害防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本豊行委員 次に、アザラシ対策についてお伺いいたします。

日高管内えりも町の襟裳岬周辺で、ゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化している問題で、環境省は、専門家による科学委員会を苫小牧市内で開き、平成30年度のアザラシ捕獲頭数の目標を140頭とする管理事業実施計画の素案を示し、3月中旬には正式決定をするとの報道がございました。

道としての取り組みなどについて、以下、数点お伺いをしたいと思います。

最初に、環境省は、平成28年度から平成30年度の3カ年で生息数を8割程度に減らすことを目標にした管理事業実施計画を策定し、それに基づき、個体群管理に取り組んできたことと承知をしているところでございますが、平成28年度、平成29年度の目標の達成率についてお伺いいたします。

○笹田浩委員長 動物管理担当課長北村浩樹君。

○北村動物管理担当課長 ゼニガタアザラシの個体群管理についてであります。環境省は、平成28年3月に策定しました、えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画に基づき、毎年度、管理事業実施計画を策定し、個体群の存続可能性を確保しつつ、漁業被害を軽減させることを目的とし、捕獲する目安となる頭数を定めているところでございます。

捕獲実績は、平成28年度が100頭の目標に対して48頭、平成29年度が140頭の目標に対して137頭を捕獲しまして、その達成率は、それぞれ、48%、98%であったところでございます。

○橋本豊行委員 平成28年度は48%と低いわけでありませうけれども、次の質問に入りたいと思います。

えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画が策定されて、捕獲を含めた対策を進めてきたものと承知しておりますけれども、今年度の成果と課題についてお伺いをしたいと思います。

○北村動物管理担当課長 今年度の成果と課題についてであります。環境省が2月8日に開催したゼニガタアザラシ科学委員会での報告によりますと、定置網に装着する格子状の網の改良に取り組み、アザラシの侵入防止の有効性が確認された一方、サケの侵入を妨げないよう網の形状の改良が必要であること、また、アザラシが嫌がる音波を発射する忌避装置は、昨年度、その効果が確認されていたものの、海がしけると装置が破損する可能性があるといった課題が明らかにされたところでございます。

○橋本豊行委員 アザラシの侵入防止の有効性が確認されたということですが、サケが入らないのでは、網の改良が必要であることははっきりしていると思いますので、ぜひ、改良も含めた対策等を進めていただきたいと思います。

次に、環境省の取り組みについてであります。

先月、学識経験者等で構成するゼニガタアザラシ科学委員会が開催されたということでございますけれども、どのような内容であったのか、お伺いをいたします。

また、道としての受けとめ方について伺います。

○北村動物管理担当課長 環境省の取り組みなどについてであります。第3回ゼニガタアザラシ科学委員会では、個体群管理などの平成29年度事業の結果を踏まえた平成30年度の管理事業実施計画案について、環境省から報告があったところです。

委員からは、次期えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画の検討に当たっては、被害量や金額だけでなく、漁業者の被害意識を把握することも重要である、目標の設定に関し、事業の成功をはかる指標など、対外的に示す方法について検討すべきといった意見がありまして、環境省からは、これまでの事業結果の評価を行うとともに、地域の意見も伺いながら、次期管理計画の検討を進めたい旨の回答があったところであります。

道としましては、委員会での検証、評価に基づき、管理計画が適正に進められますとともに、市町村や漁業者の意見を反映し、アザラシによる被害の軽減が図られますよう、必要な対策について国に求めてまいる考えでございます。

○橋本豊行委員 次に、環境省などとの連携についてでございますけれども、ゼニガタアザラシは準絶滅危惧種であり、個体数の管理と捕獲数には制限があることから、個体数が多ければ、漁業被害がふえ、漁業者の死活問題になりかねないと思います。

私も、水産林務委員会に所属していたときに、現地へ調査に行ったことがございますが、当時はまだ絶滅危惧種でございましたので、漁業者の方々から、漁業者のほうで絶滅危惧種になるというふうなことで、捕獲ができないことへの怒りと、生活ができないといったお話があったことが記憶にあるわけでございます。

今後、ゼニガタアザラシの個体数調査や、海獣類による漁業被害の状況を継続して把握することが重要であると考えているところであり、道は、国、地域の自治体、漁業者との連携を強化していくべきだというふうに考えるわけでありまして、見解をお伺いいたします。

○笹田浩委員長 生物多様性・エゾシカ対策担当局長東郷典彰君。

○東郷生物多様性・エゾシカ対策担当局長 環境省などとの連携についてであります。ゼニガタアザラシは、平成27年9月に、環境省レッドリストにおいて、絶滅危惧種から準絶滅危惧種へと再評価されたものの、えりも地域の個体群は、閉鎖性が高いことなどから、持続可能な個体群レベルを維持していくことが必要であり、また、日高管内の平成28年度の漁業被害額が約5200万円と、依然として深刻な状況にありますことから、個体数の推定や漁業被害の状況の把握について継続することは重要であると考えております。

道といたしましては、環境省や学識経験者等から成るゼニガタアザラシ科学委員会等に参画し、推定生息数や被害状況、対策の具体的手法などに関する情報収集に努めるとともに、道が実施しておりますゴマフアザラシの個体数調査や漁業被害などのモニタリングに関する知見を提供するなど、関係者間において情報共有を図ることにより、被害の軽減と適切な個体群管理などの対策が円滑に進むよう、環境省やえりも町、漁業団体などとの連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本豊行委員 ただいま、アザラシ対策について答弁をいただきましたが、特に、地元の自治体や漁業団体、漁業者との連携強化が重要だというふうに思っているところがございますし、個体数管理、捕獲の対策などの取り組みをより強化していただきますように求めておきたいと思えます。

それから、先ほど答弁いただきましたエゾシカ対策についてでございますけれども、特に、私の地元の東部地域の平成28年度のエゾシカによる農林業被害額については、先ほど答弁にありましたとおり、26億9000万円で、少なくなったとはいえ、非常に大きい額だと思っておりますし、全地域では、先ほども言いましたとおり、39億円強の被害額があるということでございます。近年では減少傾向にあるとしても、深刻な状況になっています。

また、交通事故や列車への支障も多発しているということです。私も、釧路から札幌までJRで通勤しておりますけれども、この間、エゾシカによる事故に遭っています。はねたときは、そんなに時間がかからないのですけれども、巻き込んだときは、引き出すのにかなり時間がかかって、到着がおくれるということが非常に多くありまして、予定の時間に間に合わないこともあったりしますので、ぜひ、そういった対策もより強化していただきたいと思っているところでございます。

そういった意味で、夜間の銃猟による捕獲について質問しようと思いましたが、基準を整理して、試験的な捕獲をしているということでございましたので、ぜひ、その効果などを検証して、より取り組みを進めていただきたいと思っているところであります。

また、先ほど、道総研との連携の問題も出ておりましたが、道総研は、今年度から3カ年計画で、人工知能と電気柵による新型の囲いわなを開発するというものです。この3年間の研究には酪農学園大学も加わり、エゾシカの行動データの提供や分析もされるということで、効果的な捕獲対策に取り組むとの報道がございました。

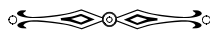
さらに、今回は触れておりませんが、ハンターの不足ということも懸念されているところがございますので、資格取得も含めて、後継者を育成し、狩猟による捕獲の取り組みを強化することを求めて、質問を終わりたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○笹田浩委員長 橋本委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩



午後1時1分開議

○笹田浩委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

笠井龍司君。

○笠井龍司委員 通告に従いまして、順次質問をしてみたいと思えます。



【第2分科会 3月14日 第3号】

初めに、アスリート支援についてです。

4年に1度の雪と氷の祭典である平昌冬季オリンピックが先月閉幕しまして、日本のメダル数は、金メダル4個を含む合計13個となり、過去最多であった1998年の長野オリンピックの10個を大きく更新しまして、冬季オリンピック史に新たな時代を開く記念すべき大会であったのではないかなと感じているわけであります。

このメダル獲得については、本道出身選手の、スピードスケートの高木姉妹と佐藤選手、ジャンプの高梨選手、カーリングのチームロコ・ソラーレ——これは、チームそだねーのほうかわかりやすいのかもしれませんが、この5人が大きく貢献され、日本じゅうに感動の渦を巻き起こしてくれたことは記憶に新しいところであります。

また、3月9日に開幕した平昌冬季パラリンピックに出場中の本道出身選手にも、きょう出席の皆さんとともに、ぜひとも熱いエールを送りたいと思います。

そういったことを踏まえながら、質問に入ります。

今回の平昌オリンピックには、環境生活部長が現地へ派遣されたと聞いておりますが、大会の印象や、道産子選手の活躍についてどのような感想をお持ちになったか、まず伺います。

○**笹田浩委員長** 環境生活部長小玉俊宏君。

○**小玉環境生活部長** 平昌オリンピックについてであります。世界のアスリートが正々堂々と競い合い、健闘をたたえ合う姿は、国境を超えて人々を結び、観衆を魅了するスポーツの力を改めて実感したところでございます。

私も、現地に赴き、開会式や競技施設の設置状況などの視察を行い、大会運営について把握したほか、オリンピック開催地の熱気や高揚感を直接目の当たりにしたところであります。

オリンピックに引き続き、3月9日に開幕した平昌パラリンピックには担当局長を派遣し、7名の道産子選手にエールを送ってきたところであり、こうした躍動する姿を通じ、障がい者スポーツへの関心や理解が深まり、全ての人々が、スポーツを通じて社会に参画し、支え合う共生社会の実現につながるものと期待しております。

以上です。

○**笠井龍司委員** 今、環境生活部長から、平昌オリンピックの状況についての報告といたしますか、感想が述べられたのですが、担当局長が平昌パラリンピックに派遣されたということでありまして、せっかくだので、担当局長に一言感想などをお願いします。パラリンピックは視点が違いますので、お願いをしたいと思います。

○**笹田浩委員長** 文化・スポーツ局長甲谷恵さん。

○**甲谷文化・スポーツ局長** 平昌パラリンピックについてでございますが、私は、3月9日の開会式、それから、バイアスロン、アイスホッケーの競技会場におきまして、御家族の方やサポートされている方々と一緒に、道産子選手の応援をさせていただきました。

あわせて、それぞれの競技会場のバリアフリーの状況とか、障がい者を含めて観戦客を誘導するボランティアの方々の運営状況なども把握させていただいたところでございます。

そうした中で、道産子を初め、世界のパラアスリートの皆さんが果敢にチャレンジし、お互いにたたえ合う姿を間近に見せていただき、改めて、勇気と感動をいただいたところであります。

また、さまざまな施設などの状況を見せていただきながら、障がいのある方もない方も、ともに手を携えながら、一緒に行動したり活躍する社会をつくっていくためには、日ごろから、そういった環境づくりに取り組む必要があるのかなということ強く感じました。

以上でございます。

○**笠井龍司委員** 急な指名で済みません。ありがとうございました。

そうした冬季オリンピック・パラリンピックの状況を踏まえまして、それぞれの選手がしっかりと活躍し、実績を残していくためには、支援体制が充実していなければならないのではないかと思うわけであります。

東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れると、開催まで2年を切るところでありまして、スポーツのビッグイベントを控える中、道では、ジュニアの選手からしっかりとフォローしていく必要があると私は思うのです。

これまで、ジュニア選手に対して、どのような施策や支援を行ってきたのか、また、今回の平昌オリンピックを踏まえて、今後、アスリートに対してどのような支援等を行っていく考えなのか、伺います。

○**笹田浩委員長** スポーツ振興課長長谷川浩幸君。

○**長谷川スポーツ振興課長** 道産子アスリートへの支援についてであります。道では、冬季競技であるカーリング、スケルトン、バイアスロンの3種目について、ジュニア期からの中長期的な視点に立って、選手を発掘、育成する事業を平成26年度から継続して進めているほか、国と連携しながら、クロスカントリー、バイアスロン、ノルディックコンバインドの3競技の育成強化にも取り組んできたところであります。

さらに、北海道体育協会を通じまして、さまざまな競技の選手の育成強化への支援に取り組んでいるところでありまして、今後とも、これらの取り組みを効果的に展開していくとともに、トップアスリートが、同一活動拠点で、集中的、継続的にトレーニングや強化活動に専念できるよう、国の競技別強化拠点の指定、拡充について、市町村や競技団体等の要望を伺いながら、引き続き国に働きかけてまいります。

以上でございます。

○**笠井龍司委員** 今御答弁がありましたとおり、アスリートが、集中的、継続的にトレーニングなどに専念して、競技において日ごろの成果を出せるような環境をつくらなきゃいけない、そのためにも、国による競技別強化拠点の指定、拡充を図っていくということです。

今、北海道には、パラスポーツも含めて、4カ所ぐらいあるわけですが、これに加えて、中核拠点施設——例えばフィギュアの施設はないと言われておりますから、そういったものも含めて、関係者との連携も必要でありましようけれども、国にしっかりと要請あるいは働きかけをしていくことによって、さらに大きな相乗効果を生むことができるのではないかと思いますので、

【第2分科会 3月14日 第3号】

今後とも、しっかり取り組んでいただきたいなと思うわけであります

ちょっと視点を変えます。

道は、今年度から、保健福祉部が所管していた障がい者スポーツに係る業務全般を環境生活部へ移管して、パラアスリートへの支援も行ってきたと承知しておりますが、これまでの取り組みと今後の支援等について伺います。

**○長谷川スポーツ振興課長** パラアスリートへの支援についてであります。道では、今年度から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、道産子パラアスリートの発掘とパラスポーツの普及を目指し、苫小牧、釧路、旭川、札幌の商業施設におきまして、体験会や体力測定会を開催し、その中から7名の有望な人材を発掘したところであります。

選考されたメンバーを対象に、各競技団体の練習会や専門家によるセミナーを実施して、競技を継続する意思のある方につきましては、各競技団体の育成事業に参加できるよう調整を行ったところであります。

また、北海道障がい者スポーツ協会が実施する全道大会や全国大会への選手派遣費等に対して助成を行うなど、障がい者スポーツの競技力の向上を支援しているところであり、道としましては、企業や関係団体と連携しながら、引き続き、パラアスリートの発掘、育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○笠井龍司委員** 今御答弁がありましたとおり、非常に意義のある会だったのではないかなと思います。体験会は、一般の方も含めて随分大勢の方が参加されて、パラアスリートとして7名の方が発掘されたということでもあります。

先ほど局長からも御答弁がありましたけれども、常日ごろから一体となって取り組むという意味では、観戦することも含めて、健常者といえますか、一般の方も、パラアスリートとはどういうものなのかを体験してみることも非常に有意義ですし、トップレベルのスポーツに臨んでいけるチャンスがあることは非常に重要だと思いますので、これからも継続して行っていただきたいなと思うわけであります。

また、今回の種目は夏の競技の分野だけだったようですが、今後は、ぜひ、冬季の種目も含めて、人材発掘に向けた取り組みになるように努めていただくようお願いしたいと思います。

さて、今申し上げたオリパラが一体となった取り組みに向けたお話であります。

先日、2月24日でありますけれども、宗谷管内の枝幸町におきまして、北海道障がい者冬季スポーツ大会が開催されたと聞かるところであります。枝幸町では、毎年、えさし三笠山チャレンジカップというスキー大会が開催されているわけですが、それと同時開催で、今申し上げた北海道障がい者冬季スポーツ大会が開催されて、これは初めての試みだったようであります。

大会では、健常な方も障がいのある方も、スポーツの力を通じて、ともに元気になれる機会となって、そして、プレーヤーと応援する方々が一体となり、会場が一つになって随分盛り上がったというふう聞いております。

また、国においては、アスリート支援に対するオリパラ一体化の考え方も示されているものと承知しております。

私は、これからの時代、今申し上げた健常な方や障がいのある方も含めた全ての方々、いわゆるインクルーシブな考え方のもとに、スポーツのすばらしさと感動を共有する共生社会への取り組みが重要ではないかなと考えるところでありまして、オリパラ一体化の取り組みについてぜひ推進をしてもらいたいと思うわけでありますが、道のこれまでの取り組みと、今後、どのような視点で取り組んでいこうとされるのか、所見を伺います。

**○甲谷文化・スポーツ局長** オリンピック・パラリンピック一体化の取り組みについてでございますが、道では、近年の障がい者スポーツへの関心の高まりなどを受け、今年度から、環境生活部にスポーツ業務の一元化を図り、障がい者スポーツの一層の普及促進に努めてきているところでございます。

その一環といたしまして、オリンピック、パラリンピック等の国際大会での顕彰と功績をたたえる栄誉賞の対象といたしまして、新たに、デフリンピックとスペシャルオリンピックスを加えたほか、本年2月に道北の枝幸町で開催された障がい者冬季スポーツ大会では、障がいのない方の競技大会との合同開催を提案し、運営をサポートさせていただいたところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした地域が主体となった活動をモデルといたしまして、オリパラ一体の視点を持った取り組みを促進し、誰もがスポーツを楽しみ、チャレンジできる共生社会の実現に向け、市町村や関係団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○笠井龍司委員** 大変前向きといたしますが、積極的な御答弁をいただいたところであります。共生社会の実現については、バリアフリーなどの施設面や環境を整えるのが非常に大変だと思うのですが、夏、冬を問わず、インクルーシブな考え方のもとに競技大会が開催できるような方向でしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それと同時に、こういう一体化の考え方は、既にオリンピックのほうでも示されておりますけれども、今、2026年冬季オリンピック・パラリンピックの札幌招致を目指しているわけでありまして、その具体的な提案の中に入れていくことも一つあるのではないかと考えていますので、ぜひ、関係者との連携の上、取り組みを推進できるよう努めていただきたいと思います。

この質問の最後になりますけれども、今後の取り組みについてであります。

平昌オリンピックや、現在開催されている平昌パラリンピックによって、スポーツに関する機運が高まっておりまして、このムーブメントを、スポーツによる地域活性化などで北海道全体に広めるとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、今申し上げた2026年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の札幌招致に向けた、道としての今後の取り組みについて伺います。

**○小玉環境生活部長** 今後のスポーツ振興についてであります。このたびの平昌オリンピック・パラリンピック大会や2020年の東京大会など、国際スポーツ大会の開催が相次ぐことや、我

が国が超高齢化社会を迎える中、スポーツによる地域の活性化、健康長寿の増進や共生社会の実現など、スポーツがもたらす価値が大きく変化しております。

道といたしましては、こうした潮流や、道産子選手を応援するムーブメントも生かし、市町村、競技団体、経済界などとの連携を一層強め、スポーツ・ツーリズムの推進やスポーツコミッションの充実による交流人口の拡大、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進などに取り組むとともに、スポーツ王国・北海道の実現に向け、スポーツをする人、見る人、支える人が一体となった推進基盤の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○笠井龍司委員 最後に、部長から、スポーツをする人、見る人、支える人が一体となった推進基盤の充実という答弁がありました。それぞれの支援、環境、理解といったものを少しずつ高めていくことによって、スポーツ振興が大いに図られますので、ぜひ、道を挙げてスポーツ振興にさらに取り組んでいただくことを期待して、この質問は終わりたいと思います。

次に、野生鳥獣の肉の利活用についてです。

エゾシカ肉の有効利用の推進とジビエの振興に関しましては、これまでの議論に加えて、今定例会の一般質問で私自身も伺い、大きく3点にわたり御答弁をいただいたところであります。

まず、エゾシカの捕獲に関して、道のエゾシカ管理計画を推進している現状において、今後、エゾシカの捕獲方法も有害鳥獣駆除から狩猟へとシフトしていくと考え、そうした状況下における道のエゾシカ対策の今後の方向性をお伺いしたところ、計画の目標の達成後は、被害を防止する有害鳥獣捕獲から、資源利用等に重点を置くことになると想定されるという御答弁をいただいたところであります。

また、イギリスなど、無駄なく利活用している海外の先進事例なども参考にするなどしながら、適正な資源管理と活用が好循環を生む、地域に適した捕獲体制を検討するといった御答弁をいただいたところでございます。

さらに、エゾシカ肉の有効活用の推進とジビエの振興については、今後、計画どおり進めば、エゾシカの推定生息数の減少が見込まれることに伴って、捕獲数も減少していくと考えられる中、捕獲した個体の一層の有効活用の拡大が求められるため、道としては、昨年度より、捕獲から輸送、加工までの効率化を図るモデル事業を実施し、新年度は、この事業で得た成果を全道各地に広めていき、道産ジビエの継続的な発展につなげていくといった御答弁をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、先日、農林水産省が実施した、野生鳥獣肉、いわゆるジビエの利活用状況調査の結果に関する報道がありました。それによると、2016年度に利用された肉は全国で1283トンでありまして、このうち、北海道は503トンで全国でトップであり、食肉販売の種類別ではシカ肉がトップということでありました。

一方で、この調査によって、農作物の食害防止のために捕獲された鳥獣の多くが廃棄されている実態も明らかになっておりまして、そういったことが浮き彫りになった形でありました。

そこでまず、農林水産省のこの調査内容の詳細について、把握している範囲で御答弁をお願いします。

○**笹田浩委員長** 有効活用担当課長平尾喜希君。

○**平尾有効活用担当課長** 国のジビエ利用実態調査についてであります。農林水産省におきましては、平成31年度までにジビエ利用量を倍増という目標の達成に向け、シカやイノシシなど野生鳥獣の肉——ジビエの利用実態について、全国の野生鳥獣を扱う食肉処理施設へ聞き取り調査を行い、先般、その結果を取りまとめ、公表したところであります。

調査結果では、ジビエ利用量は全国で1283トンで、うち、北海道が503トンと約4割を占めており、北海道での利用量の内訳は、食肉利用が402トンと8割を占め、そのうち、シカが400トンと、食肉利用のほとんどがエゾシカによるものとなっております。

食肉以外の主な利用につきましては、鳥獣の内訳は不明であります。ペットフードが81トン、自家消費が13トンとなっております。

○**笠井龍司委員** 先日の報道ではざっくりだったので、その内容はどうなのかなと思いましたが、北海道は、ジビエ利用量が503トンで、そのうち、食肉利用が402トンで、シカ肉は400トンと、多くがシカ肉ということでありまして、この数字だけを見ていると、全国的には有効活用がされているのかなと、そんな印象があるわけでありまして。

このことを踏まえながら、次に伺います。

先ほど申し上げましたけれども、エゾシカの捕獲が進みまして、推定生息数が減少している反面で、今後一層、駆除あるいは捕獲がしづらくなることが想定されるわけでありまして、今後は、手間暇かけてしとめた1頭をできるだけしっかりと有効活用に回していくことが必要になるのではないかと私は考えるわけでありまして。

そこで、道内の食肉の利用実態について、有効活用としての流通及び自家消費、あるいは廃棄も含めた状況を伺うと同時に、有効活用に関する道の認識もあわせて伺います。

○**平尾有効活用担当課長** 利用実態に関する認識についてであります。捕獲されたエゾシカのうち、食肉処理施設で処理される割合である利活用率につきましては、調査を開始した平成16年度は、約7万頭の捕獲に対して7%でありましたが、その後、食肉処理施設数の増加や消費拡大の取り組みなどにより、昨年度は、約12万頭の捕獲に対して20.3%まで上昇しているところであります。

また、食肉処理施設で処理をしていない個体につきましては、本年度、道がハンターを対象に行った抽出調査によりますと、自家消費が約4割、ペットフード事業者への持ち込みが1割弱となっており、全体として約7割が活用されているものと推計しております。

道として、今後、エゾシカを地域資源として活用していくためには、廃棄処分の割合を下げ、食肉やペットフードへの活用を進めていく必要があると考えているところであります。

○**笠井龍司委員** 今の御答弁では、昨年度、食肉の利用率というのでしょうか、それが、20.3%と微妙ですけども、2割を超えたということでした。これは本当に貴重な情報であります。

今までは、ずっと、どのように有効活用をしているのかということで議論があったのですが、そのうち、これからは食べるという考え方が重要だといった議論を始めて、ようやく食肉利用率が2割を超えたわけです。非常によかったと言ったら変ですけども、これではまだまだ足りなくて、さらに進める必要がありますが、ようやくここまで来たなと私は思っています。

加えて、自家消費を入れると6割で、これも非常にいいことですし、ペットフードも入れると、全体で見たら7割で、非常に高率になってきたなと思う反面、病気とかで使えないことがあったりして、まだ3割が廃棄されているという実態がわかったわけでございます。

それで、先日の一般質問では大枠で伺いましたけれども、道は、昨年、シカの捕獲とその肉の利用に関する先進地であるイギリスの取り組み状況を調査したと承知しております。

改めて、その取り組みの内容と受けとめ、そして、今後、調査内容をどのように道の取り組みに生かす考えなのか、伺います。

**○平尾有効活用担当課長** イギリスの取り組みについてであります。イギリスでは、本道とほぼ同じ12万頭が捕獲されておりますが、そのうち、食肉として流通するものが35%、自家消費が62%、合わせて97%が活用されており、資源利用が定着しております。

また、土地所有者が、猟区や食肉の販売収入を資金として、シカを管理するレンジャーを雇用するなど、産業として確立しており、民間団体が行政と連携しながら、優良なレンジャーやハンターの育成制度を運営するほか、ジビエの普及を図るキャンペーンを展開しているところであります。

道といたしましては、イギリスを参考として、道内の狩猟やジビエの関係団体と連携しながら、狩猟者への研修等を行い、エゾシカ対策の土台となる狩猟人材の育成やジビエ文化の定着を図ってまいります。

**○笠井龍司委員** 今御答弁がありましたとおり、先進地の英国の調査の内容については、捕獲頭数の実績は似たようなものですが、イギリスでは、利活用率が97%と、100%に近い率で、非常に進んでいるわけでありまして、目指すところは、このぐらいの率に上げることによって、ジビエの市場を担保することだと思います。

加えて、今お話がありました雇用とか地域の産業の面での好循環ということ、特に、ローカルといいますか、地方での雇用にもつながるわけでありまして、猟区の設定とか、いろいろ課題はありますけれども、こういったことは非常にいいモデルになるのではないかなと思います。

そして、これは国を問わない問題であります。当然、狩猟人材の育成は重要でありまして、こうしたことを含めて、イギリスの取り組みは総合的に非常に参考になるのではないかなと思いますので、ぜひ、今後の活動に生かしていただきたいと思うのです。

そこで、これは一般論でありますけれども、ジビエの振興を推進する上で、安心して安全に食べることができる肉としての流通をきちっと確保することが必要であります。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、病気や狩猟の状況により、当然、食肉として不適切な肉が廃棄されることはあると思いますが、少なくとも、狩猟技術の向上によって、不適切な肉を

減らすことはできるわけでありませぬ。

自家消費も含めて、捕獲されたシカ肉の97%、ほとんどがしっかり活用されているイギリスの事例が示されましたが、目指すところはそこに行き着くことだと私は思うわけございませぬ。

今後、ジビエ振興をしっかりと担保する上でも、有効活用、とりわけ食肉としての利用を向上させることが求められると考えるわけでありませぬが、イギリスの調査のことも含めて、その点についての道の認識、お考えを伺いませぬ。

○**笹田浩委員長** 生物多様性・エゾシカ対策担当局長東郷典彰君。

○**東郷生物多様性・エゾシカ対策担当局長** 食肉としての利用の向上についてでありませぬが、近年のジビエブームの影響により、道内はもとより、道外においても、エゾシカ肉の需要は着実に高まっているところでありませぬ。

こうした市場ニーズに応えながら、エゾシカの資源価値を最大限に生かすためには、捕獲したエゾシカの食肉への利用拡大が何よりも重要でありませぬことから、道といたしましては、今後とも、地域の実情に即した効率的な手段を講じながら、捕獲した個体の食肉利用の割合を高めていく必要があると認識してございませぬ。

○**笠井龍司委員** 今、食肉利用の割合を高めていく必要があるといった認識も示されたところでありませぬが、利用率を高める取り組みとして、標茶町で、捕獲、輸送、食肉加工のリレーについてモデル事業をやってございませぬして、その知見をしっかりと生かして、利用できる環境を整備していただきたいと思うわけでありませぬ。

最後の質問ですけれども、エゾシカの生息数と捕獲数の減少が想定される中で、それに伴い、エゾシカ肉の利用市場が先細りしていかぬように、今もお尋ねしましたけれども、食肉利用の絶対量をきちっと確保していかぬければならぬものとするわけでありませぬ。

エゾシカ肉利用の推進に関しての私の一般質問に対して、知事は、安全、安心なエゾシカ肉の魅力と環境価値を広くPRし、狩猟やジビエで交流人口の拡大につなげる地域の取り組みをサポートするなど、全国一のジビエ産地・北海道として、観光振興や人材育成も含めた総合的なエゾシカ対策の推進に取り組むと御答弁をされました。

こういったことを踏まえて、全国一のジビエ産地を自認するからには、流通や自家消費を含めた有効活用に関する利用目標をしっかりと掲げて、対策を強化していく必要があるのではないかと私は考えませぬ。

例えば、今後の狩猟技術を含めた状況に鑑みながら、エゾシカ管理計画の目標の達成以降は狩猟頭数が減ることを念頭に、捕獲頭数の目標に対して、有効活用の頭数とか利活用率といった具体的な目標を設定する必要があると考えるわけでありませぬけれども、部長の所見を伺いませぬ。

○**小玉環境生活部長** エゾシカ肉利用の推進についてでありませぬが、今後、エゾシカの捕獲頭数の減少が見込まれる中、道産ジビエの持続的な発展のためには、食肉に適したエゾシカの捕獲と捕獲個体のより一層の有効活用が重要と認識してございませぬ。

道では、北海道創生総合戦略におきまして、平成31年度に利活用率を21%とする目標を掲げ、



【第2分科会 3月14日 第3号】

各種の取り組みを進めているところであり、新年度は、ハンターの人材育成や捕獲技術の向上、利活用率が低い地域へのアドバイザーの派遣、さらには、肉質を低下させない条件やペットフードの栄養成分の調査など、エゾシカの環境価値と有効活用の向上を図るため、新たな事業に取り組むこととしております。

道といたしましては、こうした取り組みとあわせまして、地域ごとの有効活用の実態や課題を把握するほか、有識者、食肉処理事業者等から御意見を伺いながら、将来のエゾシカの生息数や捕獲目標を見据えた利活用率等の目標数値を設定することといたしまして、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○笠井龍司委員 食肉を含めて、利活用率等の目標値を設定するというものであります。大変心強い限りです。

いつも川上から川下の議論をするわけですが、川下のところのしっかりとした目標が定まると、当然、人材育成も含めて、川上でやらなければいけない対策にかなりつながってくるわけでございます。逆算するような施策の取り組みではありますけれども、必ずそれがこの先に役立ってくるものと私は思いますので、ぜひ、しっかりと目標値の設定のために、環境などを含めた調査をしていただくよう改めて求めて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○笹田浩委員長 笠井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

浅野貴博君。

○浅野貴博委員 北海道結志会の浅野貴博でございます。

水素社会の実現に向けた道の取り組みについて、以下、3点ほど伺ってまいります。

今年度は、水素社会推進事業費として474万6000円の予算を組まれて、各種事業を行っていただいております。来年度予算では、今年度を上回る500万円の予算が提示されております。その事業の一つともいうべき、私の地元・苫前町における事業についてです。

苫前は風の町とも言われておりまして、再生可能エネルギーである風力から水素を製造して、地元の温泉施設などで利活用するという取り組みが行われておりましたが、総事業費が11億7000万円に上るNEDOの水素製造施設が昨年11月30日に破裂するという事故が起きております。事故発生直後から、地元の振興局の方々を初め、道の皆様には迅速な対応をしていただいていることを踏まえつつ、伺わせていただきます。

昨年12月8日の第4回定例会の予算特別委員会でも聞かせていただきましたが、道は、この施設で発生した事故への対応について、現在、事業者において監視データの解析や、水素の漏えいなど、施設の安全確認を行っているところであり、道としては、事業者に対し、事故の原因究明と今後の安全対策を進め、地域への丁寧な説明を行うよう促すこととしているとの答弁をいただいております。

ことしの2月18日には、第三者技術委員会による1回目の検証会議が苫前町で行われて、今月

24日に2回目の会議が行われると伺っておりますが、今回の事故を受けて、原因究明と今後の安全対策を図る上で、道として、この間、具体的にどのような取り組みをして、現時点に至るまで、どのような進捗状況にあるのか、改めて伺います。

○**笹田浩委員長** 低炭素社会推進室参事佐藤圭子さん。

○**佐藤低炭素社会推進室参事** 事故後の経過などについてであります。道におきましては、昨年11月30日の事故の発生後、12月1日と12月15日に現地確認を行いまして、事業者から、事故や被害状況の聞き取りなどを行いますとともに、原因の究明や安全を最優先した事業の実施に加え、地域への丁寧な説明を行うよう働きかけてきたところでございます。

事業者におきましては、これまで、事故原因の分析や、さらなる安全対策の検討を重ねてきたほか、事業の委託者であるNEDOは、外部有識者から成る第三者技術委員会を設置して、事故原因などについての検証を進めているところでございます。

道といたしましても、本技術委員会に出席して、事故の原因や安全対策の検証など、状況把握に努めてきたところであり、引き続き、関係者との連絡を密に、安全な事業の実施に向けて情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○**浅野貴博委員** 改めて、事故発生の翌日にすぐ現地に行っていたことに感謝申し上げます。

ただいま御答弁いただいた佐藤参事も、かつて留萌振興局に御勤務いただいておりますが、御案内のとおり、苫前町は、森利男町長を初め、風力、再生可能エネルギー、水素社会の実現に向けて非常に熱心に取り組んでいる町であります。

その苫前町の方々が一番恐れているのは、今回の事故発生を受けて、水素は怖いというイメージが広がってしまうことや、苫前町は何かおっかないことをしているのじゃないかということで、町のイメージが下がってしまうこと、そして、そうしたものが合わさって、未来に向けたクリーンエネルギーである水素エネルギーの開発が停滞することであると思います。

このことに対しての道の認識を去年の予算特別委員会で伺いましたところ、さまざまな機会を活用し、道民の皆様は、水素の特性や利点についての御理解を深めていただくとの答弁をいただきました。

事故発生後から今日に至るまで、今答弁いただいたように、きちっとした対応はしていただいていると思うのですが、道としては、具体的に、どのような機会を活用して、水素の特性や利点について理解を深める取り組みをどのように行ってきたのか、また、その結果、苫前町に対するイメージの悪化は防げていると認識しているのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 低炭素社会推進室長阿部淳君。

○**阿部低炭素社会推進室長** 水素への理解の促進に向けた取り組み等についてでございますが、水素の利活用を進めていくためには、道民の皆様は、水素の安全性などを十分に理解していただくことが何より重要でありますことから、これまで、さまざまな機会を通じて、その特性などに

ついて普及啓発に取り組んできているところがございます。

特に、昨年12月以降は、道内の実証事業の意義と取り組み内容を紹介するパネル展や水素実験教室を実施したほか、著名なエネルギー分野の学識経験者を招いた講演会、自治体職員を対象としたセミナーを開催するなど、水素の特性や環境性などの周知を図ってきたところがございます。

道といたしましては、苫前町を含め、道内各地で行われている実証事業が、水素の利活用を進め、地域に拡大していくための第一歩と認識しているところございまして、今後とも、地域の方々の理解と協力を得ながら、安全を最優先として、各実証事業が円滑に進むよう、必要な情報発信などに取り組んでまいります。

以上でございます。

**○浅野貴博委員** また、昨年の予算特別委員会では、この事故に関して、次のような答弁をいただいております。

事業者においては、安全対策に万全を期し、地域の理解と協力を得ながら、実証事業を進めていただき、地産地消による水素サプライチェーンの構築とその成果が全道に広がるよう取り組んでまいるとのことでした。

冒頭に申し上げましたが、平成30年度予算では、今年度を上回る予算を計上されておりますが、いまだ道半ばの、苫前町における事故の原因究明の作業とあわせて、道として、究極のクリーンエネルギーと言われている水素を活用した水素社会の実現に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、最後に伺います。

**○笹田浩委員長** 環境生活部長小玉俊宏君。

**○小玉環境生活部長** 水素社会の実現に向けた今後の取り組みについてであります。道といたしましては、苫前町での実証事業に関し、引き続き、原因の究明と今後の安全対策に万全を期して事業が進められるよう、働きかけを行ってまいります。

また、新年度におきましては、道民の方々を対象としたフォーラム、セミナーの開催や、水素・燃料電池普及キャラバンの全道展開を図るとともに、札幌市内の水素ステーションの開所を契機に、関係者と連携して、FCVの普及が一段と加速するよう取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、道内各地で行われている実証事業につきましては、本道の水素社会の形成に向け、地域の低炭素化と未利用資源の効率的な活用を目指すリーディングプロジェクトになるものと認識しており、各事業の円滑な推進への必要な協力と、他地域への展開、応用の可能性等に関する情報発信に努めながら、北海道らしい地産地消による水質サプライチェーンの構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○浅野貴博委員** ぜひ、日本全国の水素社会の実現を北海道が引っ張るのだとの気概を持って、小玉部長を初め、環境生活部の皆さんに取り組んでいただきたいと思っております。

以上申し上げて、質問を終わります。

○**笹田浩委員長** 浅野委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

荒当聖吾君。

○**荒当聖吾委員** それでは、よろしく願いいたします。

まず、民族共生象徴空間について伺ってまいります。

民族共生象徴空間は、国の基本構想において、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文化に関する国民各層の幅広い理解の促進や、将来に向けて、アイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造、発展につなげるための拠点と位置づけられております。

現在、2020年4月の一般公開に向けて、施設の整備や事業内容の検討が進められているものと承知をしております。

今回、国立アイヌ民族博物館を中核とした民族共生象徴空間におきまして、年間来場者数100万人の目標が掲げられており、この目標の達成のためには、象徴空間を魅力ある施設にすることはもちろん、施設全体の安定した運営体制の整備に加え、早期にプロモーション活動を進めるなど、具体的な取り組みをしていかなければならないと考えます。

そこで伺ってまいります。

まず、象徴空間のハードについては、2020年4月24日の一般公開に向け、国において整備が進められていると承知をしておりますが、現在、どのような状況にあるのか、伺います。

○**笹田浩委員長** アイヌ政策推進室参事永田英美君。

○**永田アイヌ政策推進室参事** イランカラナテ。

民族共生象徴空間の施設整備についてであります。象徴空間の中核となる国立アイヌ民族博物館につきましては、既に土地の造成工事が完了し、本年1月に本体工事の契約が締結され、工事に着手したところでございます。

また、民族共生公園につきましては、現在、土地の造成工事を実施しており、引き続き建築工事に着手することとされております。

慰霊施設につきましては、今年度内に、慰霊行事を行う施設の本体工事を完了し、墓所となる施設の工事が進められる予定であり、2020年4月の開業を目指し、おのこの施設の整備が着実に進められているところでございます。

以上でございます。

○**荒当聖吾委員** ソフトの整備につきましては、これまで、ほとんど何も決まっていないというふうに伺っております。

博物館の展示や公園における体験交流メニューはどのような整備内容となるのか、また、体験交流ホールなどで披露される舞踊に必要な踊り手の確保はどのような状況になっているのか、伺います。

○**永田アイヌ政策推進室参事** 民族共生象徴空間におけるソフト事業についてであります。象

徴空間の博物館につきましては、展示基本計画に基づき、アイヌの人々の視点で語る「私たちのことば」や「私たちの歴史」など六つのテーマに沿って、過去から現代までを一体的に紹介する基本展示のほか、最新の調査研究に基づいた多様な切り口でのテーマ展、全国や世界の博物館に保管されているアイヌ資料、各国々の先住民族に関する特別展などを行うこととしており、現在、開設に向けた準備が着々と進められております。

また、民族共生公園では、アイヌの伝統的儀式や舞踊、工芸等を初めとする多様なアイヌ文化に触れる体験交流プログラムの提供など、道内、国内外から訪れた方々が楽しく快適に過ごせる空間となるよう、現在、国におきまして、白老のアイヌ民族博物館の人材、知見を活用しながら、その事業内容や必要な人員の確保方策などについて検討が進められているところです。

以上でございます。

**○荒当聖吾委員** 国内外の多くの方々に民族共生象徴空間を訪れていただくためには、魅力ある施設であることはもちろんのこと、来訪者のニーズに合わせた営業時間や入場料金の設定が不可欠と考えます。

博物館、公園の営業時間や入館料、入園料などはいつ明らかになるのか、伺います。

**○永田アイヌ政策推進室参事** 営業時間及び入場料等についてであります。現在、国では、博物館の展示、公園での体験交流メニューの検討とあわせて、来訪者のニーズを踏まえた営業日や営業時間について検討を行っている」と承知しております。

また、入場料等につきましても、全国の博物館や国営公園のほか、敷地内に複数の施設がある民間の類似施設の料金なども参考に、多くの方々に繰り返し来場していただけるよう、幅広い角度から検討を進めているところです。

道といたしましては、修学旅行、国内外からの周遊ツアーの誘致が円滑に進められるよう、営業形態や入場料等の早期決定について国に求めてまいります。

以上でございます。

**○荒当聖吾委員** 小学校から大学生までの学生の入場料は無料にしてみてもいいのでしょうか。

**○永田アイヌ政策推進室参事** 入場料等の無料化の検討についてでございますが、国立施設を初め、国内の主要な博物館では、高校生以下の入場料等を無料としている事例も多いと承知しております。

民族共生象徴空間の料金形態については、現在、国において検討を進めているところでありますが、道といたしましては、象徴空間が国立施設であることや、アイヌに関する理解を促進する拠点であるという意義、目的に沿って、多くの方々に足を運んでもらえる適切な料金形態を設定していただきたいと考えております。

以上でございます。

**○荒当聖吾委員** 現時点では、来場者が支払う入館料や入園料は国庫に納められる予定と聞いておりますが、運営主体であるアイヌ文化財団の収入として運営費に充当することはできないのか、伺います。

○永田アイヌ政策推進室参事 入場料等の取り扱いについてであります。民族共生象徴空間の管理運営については、国からの委託料を財源とする運営方法のほか、自立的な事業展開が可能となるよう、入場料等を自主財源として活用する形態なども考えられますが、国では、他の国立施設の事例などを参考に、現在、運営スキームや収支見込みなどとあわせて検討を行っているところでございます。

道としては、運営主体による象徴空間の安定した管理運営が図られることはもとより、来場者の多様なニーズに応えられるよう、十分な財源が確保されるとともに、周辺の交流施設等との有機的な連携にも配慮しつつ、収支の改善と体制や事業の充実が進むよう、国に、必要な要請、提案を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 これまで伺ってきたとおり、ソフトや運営に関する整備はなかなか進んでいないようであります。PRのためのパンフレットの作成やホームページの開設なども進んでいないと伺っております。これでは、学校、旅行業者の皆さんが、修学旅行や旅行商品の行き先候補地として検討することさえ難しい状況ではないかと考えます。

これらの情報発信をどのように進めていかれるのか、伺います。

○永田アイヌ政策推進室参事 情報発信についてであります。国においては、今年度、博物館のパンフレットを作成し、主要な旅行会社を初めとする企業や関係機関などに配付するとともに、東北地方、首都圏で開催された教育旅行説明会などに参加し、修学旅行を初めとした誘客促進に取り組んでいるところでございます。

また、新年度においては、これらの取り組みを拡充するとともに、公式ホームページを整備するなど、幅広い広報媒体を活用し、民族共生象徴空間に関する情報の発信強化を行うこととしております。

道におきましては、今年度から取り組んでいる国内外でのプロモーションやポータルサイトの開設などによる情報発信など、PR活動に取り組んできたところであり、今後も、国や運営主体と一層連携を図りながら、こうした取り組みのさらなる拡充強化を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 本年4月から、アイヌ文化財団とアイヌ民族博物館が合併し、民族共生象徴空間の運営主体としてスタートいたします。

今後、短期間で多くのことを検討していかねばならないことから、運営主体への人的支援を含め、開設準備を加速する必要があると考えますが、所見を伺います。

○笹田浩委員長 アイヌ政策推進室長杉崎哲志君。

○杉崎アイヌ政策推進室長 運営主体への支援についてであります。道におきましては、民族共生象徴空間の開設に向けた機運の醸成や誘客促進などの取り組みをさらに加速するため、アイヌ政策を専掌する部長相当職を配置するなど、総合的な推進体制を整備し、道内、国内外への情報発信の事業などを充実強化することとしております。

また、運営主体であるアイヌ文化財団におきましては、象徴空間の開業準備に関する関係機関との調整や、道内、国内外へのプロモーション活動など、今後、さまざまな業務がふくそうしますことから、道といたしましても、職員を団体へ派遣する方向で調整しており、国や地元・白老町、経済界との緊密な連携のもと、開設準備が円滑に進むよう取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

**○荒当聖吾委員** 職員を団体へ派遣していただくことができれば、それは初めてのことだと思います。皆さんは本当に御苦勞されていると思いますので、ぜひ応援をいただければと思っております。何分よろしくお願ひいたします。

民族共生象徴空間の来場者に満足していただくためには、象徴空間が魅力ある施設であることに加え、来場者が楽しみながら滞在できる周辺環境の整備も必要と考えております。

白老駅から象徴空間へ向かう周辺環境の整備に向けて、白老町の取り組みはどのようになっているのか、伺います。

**○杉崎アイヌ政策推進室長** 周辺環境の整備についてであります。民族共生象徴空間を訪れる方々の多様なニーズに応え、繰り返し訪れていただくためには、魅力ある展示や体験交流プログラムの提供のみならず、象徴空間の周辺を快適でにぎわいのある空間とすることも重要であります。

このため、道といたしましては、白老町や地元の商工・観光団体と一体となりまして、商業・観光ゾーンの整備に向け、事業プランの磨き上げや資金確保などについて検討協議を進めてきたところであります。

今後、国の支援制度や道内外の先進事例の情報提供を行うとともに、物販、飲食、交通等の関係事業者のニーズも踏まえつつ、象徴空間との最適な機能分担を図り、来場者に周辺ゾーンを一体として楽しんでいただけるよう、周辺環境の整備を支援してまいります。

以上であります。

**○荒当聖吾委員** 来場者の皆さんにストレスなく民族共生象徴空間を訪れていただくためには、象徴空間の施設や周辺環境の整備のほか、道路、鉄道などのスムーズな交通アクセスを確保することも重要だと思います。所見を伺います。

**○永田アイヌ政策推進室参事** 交通アクセスについてであります。道では、これまで、道路や鉄道などの交通アクセスの改善に向けて、国道36号線の4車線化、白老駅に停車する特急列車の増便など、交通ネットワークの充実強化について、国やJR北海道に要望を行ってきたところであります。

そうした中、国では、今年度から、国道36号線の苫小牧市樽前から白老町社台までの拡幅工事に着手しております。

また、特急列車の増便について、現在、白老町とともに、JR北海道との協議を進めているほか、周辺道路について、道及び白老町が交差点改良などの整備に着手したところでございます。

以上でございます。

○**荒当聖吾委員** ハード面や交通アクセスなどについて伺ってまいりましたが、来場者の受け入れ体制に関して、来訪者の心をつかむおもてなしの取り組みが必要と考えます。

ソフト面での受け入れ体制は、地元の取り組みが重要と考えますが、どのようになっているのか、伺います。

○**永田アイヌ政策推進室参事** 受け入れ体制の取り組みについてであります。民族共生象徴空間を訪れた方々に、アイヌ文化の魅力のみならず、その文化を培った豊かなも厳しい大自然と山海の恵み、そして、地元の人々との温かい交流を体験していただくことが、新たな誘客とリピーターの創出の鍵になるものと考えております。

このため、白老町では、地元の高校生や町民の方々を対象に、アイヌ民族や、町の歴史、文化、自然、産業などのほか、海外、道内外からのお客様をお迎えする心構えや、見どころ情報を学ぶ講座を開催するなど、ボランティアの育成確保に向けた取り組みを始めているところでございます。

今後は、町内の飲食店でのメニューの多言語化や、登別市など周辺市町村、観光団体、宿泊施設などと連携した観光情報発信の取り組みなどを進めていくこととしております。

以上でございます。

○**荒当聖吾委員** さまざま伺ってまいりましたが、いずれにしても、2020年4月のオープンに向け、少なくない課題を早急に解決していかなければならないと思います。

このため、道庁の各部局の皆様はもとより、経済界を初めとした関係機関との連携が必要と考えます。この点はどのように取り組まれるのか。

また、そのためにも、早急にパンフレットやホームページなどを作成し、広く国内外に発信するなど、来場者数100万人の目標達成に向けて、取り組みを強化すべきと考えますが、部長の所見を伺います。

○**笹田浩委員長** 環境生活部長小玉俊宏君。

○**小玉環境生活部長** 100万人の目標達成についてであります。民族共生象徴空間は、我が国が誇るべきアイヌ文化を国内外の多様な人々へ発信することを通じ、アイヌ文化の復興等に寄与するとともに、道内の各地域のアイヌ文化の振興や、観光を初めとした本道の活性化につながるものであり、その開設効果を全道各地へ広げていくことが重要と考えております。

このため、道では、官民応援ネットワークに参画する庁内関係部局や企業、関係団体・機関などと連携を図りながら、オール北海道で機運の醸成や誘客促進に鋭意取り組んでまいりました。

開業まで2年に迫り、開業準備や情報発信等、さまざまな取り組みを一段と加速していかなければならないものと認識しており、新年度、アイヌ政策を専掌する部長相当職を設置するとともに、道内、国内外でのプロモーション事業の充実強化を図ることとしたところであり、こうした体制、事業がしっかりと成果を上げ、アイヌ文化の創造、発展と地域創生の好循環につなげていけるよう取り組んでまいります。



以上でございます。

○**荒当聖吾委員** 民族共生象徴空間は、本当に末永くすばらしいものにしていきたいと思っておりますので、どうぞ御尽力いただきますように、よろしく願いいたします。

次に、男女平等参画の推進についてであります。

このことについては、さきの我が党の代表質問でも取り上げました国連の持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの中でも示されているところであります。

そこで伺ってまいります。

道では、年度内に第3次北海道男女平等参画基本計画を策定し、今後、計画に基づく、男女平等参画社会の実現に向けた施策を積極的に展開するものと承知しておりますが、まず、計画の特色について伺います。

○**笹田浩委員長** 女性支援室長三角靖枝さん。

○**三角女性支援室長** 第3次男女平等参画基本計画案の特色などについてであります。新たな基本計画の策定に当たっては、人口減少や高齢化の進行、労働環境の変化など、本道における社会経済情勢を踏まえながら、誰もが安心して暮らせる環境づくりに配慮いたしますとともに、防災、災害復興における男女平等参画の促進や、貧困など生活上の困難に直面している人々への支援にかかわる施策を新たに盛り込むほか、女性活躍推進計画と一体化し、効果的な施策の推進を図ることとしたところでございます。

また、男女平等参画社会の実現に向けた意識の変革、男女がともに活躍できる環境づくり、安心して暮らせる社会の実現の3点を基本目標として定め、その実現に向けた施策の方向と具体的な取り組みを体系的に位置づけているところでございます。

○**荒当聖吾委員** 計画では、意識の変革、男女がともに活躍できる環境づくり、安心して暮らせる社会の実現を柱としており、さまざまな分野にわたる施策、具体的な取り組みが盛り込まれており、関係機関や庁内各部との連携も重要と考えます。どのように計画を推進されるのか、伺います。

○**三角女性支援室長** 計画の推進についてであります。計画に基づく施策の推進に当たりましては、知事部局、道教委、道警察で構成する庁内連絡会議において、関連施策の情報共有や進捗管理を行うとともに、北海道男女平等参画審議会から、計画の推進状況などについて御意見などを伺いながら、効果的な施策の展開を図ることといたしております。

また、各振興局に配置した男女平等参画推進員による、市町村、関係団体への施策の普及啓発や、道立女性プラザを中心に、市町村の関係部署や地域で活動する団体とのネットワーク化を促進し、地域と連携した施策の着実な推進を図ることとしております。

○**荒当聖吾委員** 男女平等参画を進めていく上で、計画の中心的な柱である女性の活躍についてですが、道内の女性の就業率は増加傾向にあるものの、依然として全国を下回っているなど、女性の就業環境はまだまだ厳しいものがあると考えます。

そこで、男女平等参画の観点から、女性が働きやすい環境づくりに向け、どのように取り組ん

でいるのか、伺います。

○三角女性支援室長 女性が働きやすい環境づくりについてでございますが、道内各地においては、個性や能力を發揮しながら、さまざまな分野で女性が活躍し、女性の力が地域や産業の活力につながっており、こうした女性の社会参画を一層進め、働きやすい環境を築いていくためには、仕事と家庭の両立支援のための育児休業制度の充実や、男女が支え合う職場風土の形成、ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進など、職場における意識の向上などを図ることが重要と考えております。

新たに策定する第3次基本計画では、働く場における女性の活躍を促進するため、仕事と家庭生活が両立できる働き方や、男女の均等な雇用機会と待遇の確保、起業や多様な働き方支援などにかかわる施策を位置づけ、関係機関・団体等との連携のもと、職場環境づくりの先進事例などの情報提供や制度の周知を図るなどして、企業等への意識啓発に取り組むこととしているところでございます。

○荒当聖吾委員 人口減少や高齢化など、北海道が抱える諸課題に取り組む上では、女性の能力やパワーを生かすことが重要と考えます。

就業に限らず、地域づくりやボランティアなど、さまざまな分野で、潜在能力がある女性の力を生かすため、今後、どのように取り組んでいかれるのか、伺います。

○笹田浩委員長 暮らし安全局長堀本厚君。

○堀本暮らし安全局長 女性の活躍に向けた今後の取り組みについてでございますが、女性の活躍支援にかかわる新たな取り組みといたしまして、新年度より、就業に限らず、社会参画に意欲的な女性を対象に、多様な活躍の実例を見て学べる機会を提供するため、おうちビジネスの体験会や、コワーキングスペースの設置、また、ボランティア活動などに係るセミナーの開催などを実施することとしております。

また、企業や団体等を対象に、女性の社会参画に対する関心を深めていただくため、女性が働きやすい環境や制度を紹介する講演会の開催、女性と経営者とのトークセッションを実施することとしており、こうした取り組みにより、女性の多様な社会参画を促し、社会全体の男女平等意識の向上につなげてまいりたいと考えてございます。

○荒当聖吾委員 北海道における男女平等参画社会の実現に向けて、道として、今後、どのように取り組んでいかれるのか、伺います。

○小玉環境生活部長 男女平等参画社会の実現に向けた今後の取り組みについてでございますが、道では、人口減少と超高齢化社会が進行する中、地域社会の活力を維持していくためには、男女が平等に、家庭、職場、地域など、あらゆる場面において、その個性と能力を十分に發揮できる社会を実現することが重要と認識しております。

今後、新たな基本計画で掲げた、男女平等参画の実現のための意識改革や、男女がともに活躍できる環境づくりが着実に進むよう、各般の施策の充実を図るとともに、全国の状況や先進事例等も踏まえつつ、不断に施策の点検、改善を行うほか、地域の多様な主体の連携による取り組み

【第2分科会 3月14日 第3号】

を喚起、支援するなどいたしまして、男女平等参画社会の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**荒当聖吾委員** 男女平等参画社会というのは、本当に成熟した社会でこそ成り立つ形態だと思いますので、しっかり取り組んでいただきますようお願いをいたします。

最後に、消費者問題について伺います。

近年、食の安全、安心に対する消費者の関心が高まっており、消費者が食品を買うときには、その食品の表示を見て選んでいることが多いと考えます。

食品表示については、かつて、食品衛生法、JAS法、健康増進法という、目的が異なる三つの法律のそれぞれにルールが定められていたため、制度が複雑で、わかりにくいものとなっておりました。

このため、国は、この3法の食品に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設することとし、食品表示法を制定し、平成27年4月に施行されたと承知しております。

さらに、昨年9月に、法に基づく食品表示基準が改正され、全ての加工食品について、原料原産地表示が義務づけられたと承知しております。この基準改正は、事業者、消費者の双方にとって影響が大きい上に、不適切な表示をめぐるトラブルも発生し得る懸念があることから、以下伺ってまいります。

まず初めに、原料原産地表示に係る昨年9月の改正前の制度の内容と表示の実態について伺います。

○**笹田浩委員長** 消費問題対策担当課長松浦久栄さん。

○**松浦消費問題対策担当課長** 原料原産地表示に係る改正前の制度の内容などについてであります。平成27年4月に施行された食品表示法における加工食品の原料原産地表示に関しましては、表示を要する加工食品を限定した制度とされていたところでありまして、昨年9月の制度改正前の時点では、塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類など22の食品群と、農産物漬物や野菜冷凍品など四つの品目が対象とされていたところがございます。

平成28年5月に農林水産省と消費者庁が実施した調査によりますと、本制度により表示義務の対象となっているこれらの加工食品は、店舗で陳列、販売されている加工食品全体の約11%を占めるにすぎず、消費者への情報提供としては十分とは言えないものとの指摘があったところでありまして。

以上でございます。

○**荒当聖吾委員** 次に、同じく制度改正前の道内における通報等の状況について伺います。

あわせて、法違反行為に対する道の対応について伺います。

○**松浦消費問題対策担当課長** 食の安全、安心に係る通報等の状況についてでございますが、道では、食品表示や健康被害など、食の安全、安心にかかわる通報、相談を、専用電話の食品表示

110番や食品安全相談ダイヤルのほか、全道の保健所の窓口で受け付けておりました、平成27年4月から昨年8月末までの間に、2076件の通報等を受理しているところでございます。

また、食品表示法などの法令違反に関しましては、道が委嘱する消費生活モニターによる調査や、振興局で実施する表示実態調査などを通じ、事案の把握、監視に努めているところでございます。

こうした通報や監視により、法令違反が疑われる事案を覚知したときは、事業者への聴取や立入検査を実施いたしますとともに、違反が認められた場合には、指示や指導などの行政措置による改善を促しているところであります。

**○荒当聖吾委員** 今回、新たに加工食品の原料原産地表示制度の改正に至った経緯と、その具体的な改正点について教えてください。

**○松浦消費問題対策担当課長** 制度改正の内容などについてであります。事業者の原料調達先のグローバル化が進展する中、食品の原料原産地の表示は、消費者が商品を選択するときの重要な情報源となっておりますことから、一部の加工食品だけでなく、全ての加工食品について表示を義務化する基準が導入されたところでございます。

改正内容といたしましては、輸入品を除く全ての加工食品の原料原産地について、製品に占める重量割合が最も高い原材料を対象に、その原材料に占める重量の多い国から順に表示する国別重量順表示を原則とするなど、消費者のニーズなどを踏まえた制度となっております。

**○荒当聖吾委員** 幾ら制度が改正されても、消費者、事業者にその内容や目的が浸透しなければ、改正による効果は期待できないと考えます。

昨年9月の制度改正を受け、道では、どのように普及啓発を行ってこられたのか、伺います。

**○松浦消費問題対策担当課長** 改正内容の普及啓発についてであります。道では、消費者や事業者が、食品表示制度に関する理解を深め、意識の向上を図ることを目的に、平成14年度から、食の安全・安心セミナーを毎年度開催しているところでございます。

平成29年度におきましては、改正された食品表示基準の速やかな周知を図るため、加工食品の原料原産地表示をテーマとし、消費者庁の担当職員を講師として招き、10月から11月にかけて、札幌会場を初め、全道の8カ所でセミナーを開催して、制度の普及啓発に努めてきたところでございます。

**○荒当聖吾委員** 最後になります。

消費者の利益の保護及び増進の観点では、適切な食品表示の意義は極めて大きいものと考えます。

このたびの制度改正を踏まえ、さらなる制度の周知徹底や事業者に対する指導等に向け、道は、今後、どのように取り組んでいかれるのか、伺います。

**○小玉環境生活部長** 今後の取り組みについてであります。原料原産地表示を商品選択に利用している消費者は多く、不適切な表示は、食に対する信頼を失いかねないことから、加工食品を製造、販売する事業者に対し、適切な食品表示を徹底することが重要と認識しております。

【第2分科会 3月14日 第3号】

このため、今後とも、原料原産地表示制度への理解を深める食の安全・安心セミナーを開催するほか、食品事業者団体等が実施する研修会での説明、商工会等を通じてパンフレットの配付を行うなど、事業者や消費者の方々への制度の周知と啓発に取り組んでまいります。

また、庁内関係課はもとより、消費者庁や農政事務所、札幌市などと連携を図りながら、違反事案の監視を行うとともに、違反が疑われる事案を覚知した場合には、速やかに調査、指導を行うなど、消費者保護に向けた制度の徹底に取り組んでまいります。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 終わります。ありがとうございました。

○笹田浩委員長 荒当委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

三井あき子さん。

○三井あき子委員 まず、性暴力被害者支援対策について質問してまいります。

性暴力被害者支援センター北海道、通称・SACRACH（さくらこ）が開設されてから、5年が経過しました。5年ですけれども、ある一定の傾向は見えてくるのではないかというふうに思います。

私が見た、道で発表している数字やグラフなどによりますと、被害を受けた年代については、20代までの若年層が75%ですが、相談したのは4割です。

その中でも私が衝撃的だったのは、この5年間で、何と、小学3年生までの9歳以下の子どもの被害者が101名いたということであります。幼少期の子どもがどんな思いで打ち明けたのかと思うと、本当に心が痛みます。この被害者支援制度にしっかりと取り組んでいただきたいということを最初に申し上げて、質問を始めていきたいと思います。

SACRACH（さくらこ）への相談内容での犯罪は、強姦が最多で、続いて、強制わいせつ、性虐待——DVですが、警察に行くということは本当にハードルが高いです。

例えば、いのちの電話とか民間シェルターといった民間の被害者相談機関のほか、市町村の相談窓口もあります。こういった身近に接し得るところがあることは、道民にとっては心強いものだと思っております。

内閣府の発表によりますと、成人女性の15人に1人は被害を受けていて、7割は誰にも相談できなかった、そして、10人に1人しか被害届を出していないという状況です。

暴力をした、された、見たなど、さまざまな相談については、家庭生活総合カウンセリングセンターの被害者相談室、また、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所など、いろいろなところで受け付けていますが、このようなさまざまな機関での性暴力被害者相談は総合的にカウントされていない実態にあります。

性暴力被害者支援対策にどのように取り組み、その成果や課題をどう捉まえているのか、相談実績を含めて伺います。

○笹田浩委員長 道民生活課長今田和君。

○今田道民生活課長 性暴力被害者対策についてでございますが、道では、性暴力の被害に遭わ

れた方々への支援を行うため、被害者相談室や配偶者暴力相談支援センターなどでの相談対応のほか、平成24年からは、被害者支援をワンストップで行うため、性暴力被害者支援センター北海道、通称・SACRACH（さくらこ）を設置し、電話、面接による相談や、病院などへの付き添い支援等を行うとともに、性暴力についての理解を深めるため、平成28年に性暴力被害者支援ハンドブックを作成し、市町村や大学などに配付しております。

こうした中、SACRACH（さくらこ）に寄せられました相談件数は、平成26年度から28年度の3カ年平均で約370件となっており、今年度は、2月末時点で234件と、前年同期よりも80件ほど減少しておりますが、引き続き、関係機関と連携を図りながら、相談窓口のさらなる周知や支援体制の充実等に努めていくことが必要と考えております。

以上でございます。

**○三井あき子委員** 道は、国のモデル事業であった、性犯罪被害者等のための総合支援モデル事業を3カ年実施しました。

そのモデル事業の効果があったというふうに評価されております、例えば、19歳までの相談件数が7件ふえたことなどの結果を踏まえて、今年度は、性犯罪・性暴力被害者支援交付金で、若年層に向けたSNSなどの活用事業に取り組みましたが、状況はどうなっていますでしょうか。

**○今田道民生活課長** 若年層に対する相談窓口の周知についてであります、性暴力の被害を受ける割合が多い10代から20代の若年層に対し、相談窓口の効果的な周知を図るため、本年2月に、国の交付金を活用し、SNSを通じてSACRACH（さくらこ）の広報を行ったところ、SNS閲覧者によるSACRACH（さくらこ）のホームページへのアクセス件数は、1カ月で約2万8000件であったところでございます。

また、本年2月のSACRACH（さくらこ）への相談件数は22件で、前年同月の23件とほぼ同数でありましたが、新規の相談件数では前年よりも5件多くなっておりまして、認知度を上げる一定程度の効果があったものと考えており、今後とも、道警察や札幌市など関係機関とも連携を図りながら、若年層へのSACRACH（さくらこ）の効果的な周知を図ってまいります。

以上でございます。

**○三井あき子委員** SNSの活用については、若年層に有効だと言われておりますし、幅広い層でも有効だと思われそうですが、ラジオでも、専門家の方々とパーソナリティーによる特集番組が18回も組まれて、とても効果があったのではないかと私は思います。また、スポット広告が出されたことも知っております。

しかし、効果があったと私が考えるラジオの特集番組の18回分は、今、聞くことができないわけですね。現在は、広告だけが見られるわけでありまして、ユーチューブで静止画なので、これは道庁だけがやっているということです。

札幌市は、SACRACH（さくらこ）を共同で運営しています。その札幌市と道警は今でも動画で発信しておりますが、共同設置なので、札幌市の考え方や、相手が何をやっているかを知らなさいいけないわけです。そういった状況で、事業は重なってはならないし、効果的な

【第2分科会 3月14日 第3号】

運営をしていかなきゃならないというふうに思っておりますが、これは大きな課題だと思っております。本当に本末ではないかと考えます。

若年層にとって、SNSは本当に強力なツールとして、アクセスのしやすさが鍵となっていくというふうに考えております。ヒットしなければ、効果は出ないわけでありますから、広がりを持った周知、広報が必要です。

つぶやくということで、ツイッターがあります。若い人たちのつぶやきに真摯に応えられるツイッターやユーチューブのほか、今はLINEが一番効果があるというふうに承知していますけれども、道は、現在、緊急性に対応できておりませんが、道職員が登庁して午前8時45分になったら、すぐ、そのような確認はできると思うのです。若者の声にぜひ耳を傾けていただきたいと考えております。

さまざまな媒体によるSACRACH（さくらこ）の周知、広報としては、地下鉄の車内に長年掲載してあるのを見ておりますし、テレビの番組や新聞などの記事、また、ニュースで取り上げられる場面がふえてまいりました。そういうことに鑑みれば、メディアの協力を得ながら推進していくことが効果があるのじゃないかなと思います。若年層の目にとまるものは何かということをご検討いただきたいと思います。

また、メディアの方々も、協力を惜しまないでやってくださるというふうに考えております。これは、男女、年齢を問わず、効果があることではないかと思っております。

そこで、相談体制と認知度の向上対策、意識醸成の施策についてです。

障がいのある方々のためには、ファクスや点字、メール、音声対応などがありますし、来月からの第3次北海道男女平等参画計画では、初めて、「障がい」の文字を使って1項目を掲げておりますので、私たちはこれにしっかり取り組んで、障がい者が安心して暮らせる社会の実現を目指していかなければなりません。

配偶者暴力相談支援センターでは、点字や音声対応はもちろんのこと、LGBTも含めた男性向けの相談電話もあります。そして、手話条例も1週間後に制定される予定であります。

しかし、行政上の当たり前である媒体がありません。人権をつかさどる環境生活部がどうしたのだろうかというふうに思えてなりません。その点を伺っておきます。

また、相談体制は午後1時からとなっております。電話は有料、面談は予約制で、原則1回30分ということです。全国の都府県、市町村を見ますと、大体、朝からやっております。都道府県では、北海道だけが午後からの相談受け付けなのです。

そして、午後1時に窓口で受け付けを開始したら、1日分の相談数の半分以上が午後1時から3時までの2時間に集中するのです。これは、皆さんが午後1時を待っているということなのです。

性犯罪は、夜間が大半を占めておりますよね。開始時間の午後1時を待つというつらさを克服するには、24時間、365日体制にするまで、せめて、午前中に開始する体制について、早急な課題として取り組んでいくべきだと考えますが、見解を伺います。

○今田道民生活課長 相談体制などについてであります。SACRACH（さくらこ）では、

相談員が、直接、相談者から詳細な被害状況等を聞き取るにより、被害に応じた具体的な助言や支援などを行っているところであり、メールやファクスでは、文面の作成、折り返しの連絡に時間を要することなどから、現時点では、電話や面接による相談のみとしております。

また、SACRACH（さくらこ）では、電話や面接による相談のほか、病院等への付き添い支援なども行っており、障がい者への対応や相談時間帯を広げるためには、相談等を行う専門的なスタッフの確保も必要となっていることなどを踏まえ、今後、時間帯別の相談状況や他都府県における対応も参考としながら、工夫改善等に努めてまいります。

以上でございます。

○三井あき子委員 障がいがある方々にメールやファクスでは対応していない、電話と面談だけだという答弁でありました。

御存じだと思いますが、昨年4月から障がい者差別撤廃の法律が施行されました。北海道にも条例があります。行政がすべきことなのに、この法律、条例に反しているのではないかと私は思うのです。これは人権侵害ではないかなというふうに思います。被害者の孤立とか緊急時にどういうふうに対応していくおつもりなのか。

今、まちを歩いたり生活していますと、筆記いたしますという表示があちこちで見られますし、障がいのある方々は、皆さん、必需品としてスマホを携帯しております。

これからスタッフを用意しなきゃいけないという、予算措置が必要なものがあるのならば、補正予算を立てていただきたい、または、自由度がある交付金を使っていただきたいと思います。

先ほども言いましたが、せめて、早急にやらなきゃいけない午前中の職員対応については、専門の職員がおりますので、午前中は環境生活部がやるとか、また、道警には、24時間、職員がいるわけですから、帰るときに、電話を自動転送にセットして、そちらに転送すればいいと思うのです。返信に時間がかかるから対応していないという答弁は問題だと思うのです。委託に依存し過ぎているのではないか。設置運営者である道が担うという発想を持つべきだと考えております。それは強く言わせていただきます。

さきおとといの日曜日の早朝に、ある道議会議員から電話をいただきました。性暴力や犯罪の相談をしたいということで、被害者に関係する道議会議員でありました。

警察署の性犯罪担当職員だけでなく、道警の全職員が知識を有すれば、当直者の方々でもしっかり対応できるのではないかというふうにも考えます。

先ほども言いましたが、警察に行くことはハードルが高いのです。だから、より身近で入りやすいワンストップサービスのSACRACH（さくらこ）によって、早期の回復、心の立ち直りにつながると思います。こんなに時間がかかってしまったのはつらいと、その道議会議員もおっしゃってございました。

小・中・高校生や専門学校生、短大生、大学生、そして社会人などは、平日の昼間は、学校や仕事で、その後は、部活、塾、習い事、アルバイトなどがあります。

昨年度は、全国で14%という、過去最多の小学生以下が児童福祉犯罪の犠牲になっています。



【第2分科会 3月14日 第3号】

性犯罪は大半が夜間ですが、苦しみや悩みは夜間を休日もないのです。早朝、夜間、土・日、祝日、年末年始に、道警など関係機関へ電話やファクスの転送を行うことなどは急を要するのではないのでしょうか。

病院、警察、裁判所などへの付き添いなどについては、札幌やその近郊は直接的な支援を受けます。でも、遠方の方は、直接的な支援、付き添いをすぐやっていただくということは難しいわけであります。

また、各機関でも、支援員の不安や悩みなど負担軽減するための燃え尽き防止対策として、スキルアップの研修、ケアをしていく人材の育成、さらには、支援員、スタッフの増強が必要だとおっしゃっていました。

例えば、支援員を養成しても、その終了時にやめてしまう方がいるそうです。そういった辞退を防ぐためにも、活動時間、場所などの条件や都合といったものを確認しながら解決していくべきだと思います。

裁判、学業、仕事、金銭、住宅、生活に関する専門家や関係機関とのきめ細やかな連携体制をつくり、医療系大学や看護学校の学生、そして教職を希望する方々、将来、支援に携わる業種につこうとしている若い世代の方々に、ぜひとも——今、女性の相談員がほとんどですが、第3期男女共同参画基本計画の、地域で活躍する女性の見える化ということで、大きく前進するのではないかと期待しております。

北海道の広域性の中で、地域における社会資源との協力関係のもとでの包括的な支援体制、情報の共有、人材の確保などについて、連絡協議会はもちろんのこと、連携体制を構築して、強化すべきだと考えます。見解をお答えください。

○**今田道民生活課長** 連携体制の推進についてであります。道では、各地域において被害者への支援に携わる方々に対し、被害者支援のために必要な情報の提供や理解を深めるため、関係機関等と連携し、性暴力被害者支援ハンドブックの作成やフォーラムの開催などに取り組んできたところであります。

また、SACRACH（さくらこ）の相談体制を補完するため、留守番電話により24時間化が図られている警察や全国の相談機関の連絡先を案内するなど、関係機関と連携を図りながら、相談窓口の周知に努めております。

このほか、全道各地に設置された、国や道の関係部署、民間支援団体等から成る被害者支援連絡協議会におきまして、それぞれの専門性を生かしながら、地域における相談体制の充実に向けた連携や情報共有を行っているところであり、今後とも、地域の社会資源を生かした性暴力被害者への適切な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○**三井あき子委員** 留守番電話は、連絡先を御案内するだけなのです。だから、さっきも言ったように、職員が帰るときに自動転送ボタンを押せばいいのですよ。事務所とか団体の人たちは、皆さん、そうしていると思うのです。そして、道警につないでしまえばいいのではないかと思います。

ますけれども、それがまだまだできていないというのは情けなく思います。何回言っても答えがないですし。

夜とかに電話をして、留守番電話の案内を聞いたその人は、勇気を出して、一步前進して電話をかけたのですよ。普通はワンコールかツーコールで出ますよね。それが、6回も鳴ったら、どうしたのだろうか、混んでいるのかななんて、知らない子はそう思います。そして、案内してくれますが、もう一度そちらにかけなければならない状況が生まれるわけです。そういう方がどだけいるのでしょうか。それを拒んでしまう子はいないのでしょうか。窓口を閉鎖している間にどのぐらいの件数が来ているのか、NTTなどに対してすぐ調査をしたほうがいいと思います。そうしたら、自分たちの行動が見えてくるかと思えます。

警察庁においては、性暴力被害者の心と体に与える影響に鑑み、PTSDなど精神疾患も含めて、医療費、旅費、宿泊費や、臨床心理士のカウンセリングに対して公費負担を行っています。

道警では、昨年の親告罪の法改正によりまして、警察に被害届を出さなくても、医療費を助成しています。

しかし、道では、医療費は被害者の自己負担なのです。他の都府県の9割では、国と都府県や民間団体で全部出してあげているのです。医療費は公費負担をしているのです。

迅速な病院受診にかかる医療費の道の負担分に当たる一、二万円は早急に支援すべきと考えますが、見解を伺います。

**○今田道民生活課長** 医療費等の公費負担についてであります。今年度から、ワンストップ支援センターに相談した被害者で、やむを得ない事情により警察に相談できなかった方を対象に、医療費や緊急避妊措置などの経費のうち、都道府県が負担した経費の一部が国から交付されることとなったところがございます。

本事業を活用するためには、地域における協力病院や同行する相談員の確保などの課題もありますことから、今後、道警察での医療費などの公費負担の状況や他都府県での活用状況などを把握いたしまして、本道における対応について検討してまいります。

以上でございます。

**○三井あき子委員** 早急に対応してください。

次の質問です。

モデル事業をやって、終わった後、皆さんは、その評価をし、内閣府に報告を出しています。

その中で、北海道版SANE——性暴力被害者支援看護職の必要性について検討したいと道は内閣府に報告しているのです。また、医療系大学や看護学校の学生など、将来、支援に携わる業種につきたいという若い世代に対する施策の重要性がわかったとも報告しています。

このモデル事業を使い、相談員の確保と負担軽減を考慮して施策を進めて、夜間、休日の24時間体制ができた県もあります。

中長期的に着実に進めていくためには、道もおっしゃっているように、人的支援や安定的財源の確保が必要不可欠であります。例えば、専門家から意見を聞いたり、支援者のデータをデー

【第2分科会 3月14日 第3号】

データベース化して、どうやったら財源確保ができるか、安定したものができるということを課題としていくことが今後は必要になってくるわけでありませぬ。

今、北海道150年事業を進めています、企業とか団体、個人のパートナー、スポンサー、サポーターなど、こういった方々と知事は本当に仲がよく、すぐにお声をかけられる、お得意なところの方がいらっしやると思っています。喫緊の課題についてもお願いすれば、そういったパートナー、スポンサー、サポーターなどの迅速な協力体制がとれるのじゃないかなと考えます。

民間シェルターなど支援団体に助成をしています、実効ある地域支援の役割を果たすために、安定した財政運営も考慮しなければなりません。

また、それぞれの機関の役割や支援の手順、連携方法などについて十分確立し、より一層の支援の充実のために連携会議などを重ねるには、連絡調整のイニシアチブをとり、主管部署となる環境生活部の姿勢の明確化が重要になります。

被害者への支援に向けて、今後どう取り組んでいくのか、お伺いします。

○**笹田浩委員長** 環境生活部長小玉俊宏君。

○**小玉環境生活部長** 性暴力被害対策の今後の取り組みについてでございますが、ただいまの御質問の中にもありましたけれども、相談対応の人材の育成、それから、医療系の人材との連携、企業や民間の支援団体との連携、そういった支援の充実、協力体制の構築が極めて重要と考えております。

新年度におきましては、SACRACH（さくらこ）の相談機能の一層の充実に向け、被害者や相談者などのニーズ等も踏まえた、相談員研修の改善を図るとともに、SNS等を活用し、若年層への効果的な広報啓発を一層取り進めてまいりたいと考えております。

そして、性暴力による被害は、心や身体、社会生活などにさまざまな影響を長期間にわたり及ぼしかねないものと考えております。

道といたしましては、今後とも、SACRACH（さくらこ）を中心に、医療機関や弁護士会など関係機関、民間の支援団体と密接に連携し、国の施策も活用しながら、相談窓口のさらなる周知を図るとともに、被害者にしっかりと寄り添い、きめ細やかな相談と適切なサポートができるよう取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○**三井あき子委員** 環境生活部は、とても多岐にわたる、いろいろなお仕事をされています。国からは、急に女性活躍の施策を求められたり、突如として結婚年齢とか成人年齢の課題を提示されたりしています。また、法改正によるアイヌの方々への対応や、旧優生保護法の問題、ハンセン病への対応など、こういった変革に対応するために、人権問題も数々抱えていると認識しております。

さらに、環境問題でいえば、気候変動が激しいために、それに対応していることも承知していますけれども、それに加えて、今は、北海道150年事業や民族共生象徴空間の関連施策など、取り組みが本当に増大している環境生活部だと思っております。職員の減少には苦慮されて

いるのじゃないかなというふうに思います。知事には、しっかりとした体制づくりということで、どこに選択と集中を持っていくかをもっと頭に入れていただきたいと思います。

そういった中で、北海道には性暴力被害者拠点病院とか協力病院がないのですね。そして、環境生活部の方々が一生懸命に全道の病院に協力をお願いしていると承知しています。これは本当に評価いたしたいというふうに思っております。保健福祉部所管審査じゃないので聞きませんが、保健福祉部や札幌医科大学などにも取り組んでもらうべきではないかなと思っております。

拠点病院、人材、財源の確保と、被害者支援の拡充について努力し続けることにより、札幌と札幌でないところの被害者支援の地域間格差などが縮小され、被害からの一日も早い回復が図られることとなります。

広大な北海道で、いつ、どの地域においても安心して支援が受けられ、被害に遭わない、加害者にならないという社会を形成して、みんなで解決すべきことを指摘し、性暴力被害者支援対策についての質問は終わりにさせていただきます。

続いて、アイヌ政策の推進について質問してまいります。

北海道150年事業は、北海道の歴史や文化をととぶことが基本であります。北海道の歴史として、アイヌ文化に深刻な打撃を与えた国の責任を踏まえなければならないのですが、事業内容からはその重みを感じ取れません。

また、イオル再生事業に関しては、十分な議論がされないまま、中期的展開方針がおくれたりしたと、アイヌの方々から御指摘いただいております。アイヌの方々の尊厳とアイヌ文化の復興の理念を、これからの歴史に刻んでいかなければならないのです。それが北海道150年事業だと思っております。

道として、これまで、アイヌ政策の推進にどのように真摯に取り組んできたのか、伺います。

○**笹田浩委員長** アイヌ政策推進室参事永浦政司君。

○**永浦アイヌ政策推進室参事** アイヌ政策の推進についてでございますが、国は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的に、平成9年にアイヌ文化振興法を制定したところでございます。

この文化振興法では、国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興を図るための施策を推進するよう努めなければならないとされており、また、施策を実施するに当たりましては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮することとされているところでございます。

このため、道におきましては、法の趣旨を踏まえ、国とも連携しながら、アイヌ文化財団を通じ、アイヌ文化の振興、普及啓発並びに国民の理解の促進に努めてきたところであり、これら施策の推進に当たりましては、アイヌの人たちはもとより、道内外の多くの方々にも御参加をいただき、多様な文化の発展、そして民族共生を目指し、さまざまな取り組みを進めてきたところでございます。

○**三井あき子委員** 道として、アイヌの人たちの生活向上推進のための施策や教育施策など、さ

まざまま進めていらっしゃるようですが、生活面でいえば、浴室が共用であったり、くみ取り式トイレの割合が長年余り変わらず36%ぐらいで、生活保護率は上がり、高校進学率は下がっています。これらをどう認識しているのか、また、今後の対策について伺います。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** アイヌの人たちの生活向上施策についてでございますが、平成25年のアイヌ生活実態調査の結果では、アイヌの人たちと道民一般との格差は改善傾向を示しておりますものの、生活保護率や、高校及び大学の進学率などにおいて、いまだに格差が見られるところでございます。

こうした状況を踏まえ、道では、平成28年度から実施しております、アイヌの人たちの生活向上に関する第3次推進方策において、教育の充実を初め、雇用の安定、産業の振興、生活の安定、組織活動の充実及び組織間の連携強化の5項目を施策の基本的方向とし、高校、大学等の修学資金の充実や、中小企業の振興、生活環境の改善など、総合的に施策を推進しているところでございます。

また、国におきましては、現在、アイヌ政策の再構築に向けた総合的な検討を進めているところであり、道といたしましては、アイヌの人たちの声が十分に施策に反映され、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上につながるよう、引き続き、北海道アイヌ協会とも連携し、国に働きかけてまいります。

**○三井あき子委員** 次に、機動職業訓練の実施状況についてですが、今年度は、これまでの300時間より100時間少ない200時間になり、さらに、織布や工芸の科目をなくして、OA基礎科のみになってしまいました。アイヌの方々の声が反映されるべきですが、認識を伺います。

また、訓練機関での成果品が倉庫に眠り続けているのです。アイヌの方々からは、例えば、博物館などに展示してほしいとか、光を当ててくださいと要望されておりますが、見解を伺います。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** 機動職業訓練などについてでございますが、国の支援などを受けて実施する機動職業訓練につきましても、直接、求職者の就職につながることを目的に、現在は、パソコンに関する基礎研修などが実施されており、アイヌの人たちからは、過去に実施していたアイヌの木工や織布の訓練を求める声もあるところでございます。

現在、国では、アイヌ政策の再構築に向けた検討を進めており、こうしたアイヌの人たちからの声を踏まえ、伝統技能に係る後継者育成に資する人材育成のあり方を国において検討していただくよう働きかけますとともに、アイヌの人たちから要望がありました、職業訓練の成果品の地元での活用につきましても、人材育成を所管する関係部等と取り扱いを御相談してまいりたいと考えております。

**○三井あき子委員** それでは、最後にいたします。

災害は、周期的に大規模なものが起こります。東日本大地震は貞観地震と関連があるとか、いろいろ言われております。

本州と違って、150年を迎える北海道は、独自の歴史を持ち、明治以前の災害の記録が乏しい

です。そのかわり、アイヌの方々は、独自の言語、宗教、文化を有しており、文字は持たないのですけれども、豊富な神話や伝説がありますし、北海道の地名は、アイヌの方々の言葉によるものが多く、それは、土地とか土壌など、さまざまなことが記されている名前なのです。

北海道庁の旧土木部も、千歳市の建設部と一緒に、伝承による千歳川の大洪水に関する調査を行って、その結果が出ているということでもあります。

こういった中で、防災に関するものとして、図書館にしまっている郷土資料や航空写真、土砂堆積層の面的調査の資料など、いろんな部局にさまざまなものがありますけれども、教育、環境、遺産発掘とか、財団のアイヌ文化振興・研究推進機構といった部署、他の行政機関、そして、多くの研究者——特に、社会科学分野が必要だと思いますが、広い範囲で、さまざまな機関と、あらゆる角度から、アイヌの方々と合同で調査研究をしていくことによって、誇り得るアイヌ文化を防災や減災の対策に活用できるのではないかと思います。

北海道150年を踏まえた、北海道のあすを守るということについてお答えください。

**○小玉環境生活部長** アイヌ語の地名の活用などについてであります。北海道の地名の多くは、本道に昔から住むアイヌの人たちが、自分たちの言語であるアイヌ語で特定の場所を呼んでいた記録が、今の地名に引き継がれていると言われており、こうした地名には、当時の地形の特徴、産物、アイヌの人たちの暮らしのありさまなどが生き生きと反映されておりまして、過去の生活や自然環境を伝える貴重な文化財産であると認識しております。

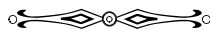
また、アイヌの人たちの知恵、生活などを語り継ぐアイヌの口承文芸には、動物、自然現象の神様が、神々の世界や人間の世界で体験した自分の身の上を物語るといった形をとるものが多いところでございます。

アイヌ語の地名につきましては、現在、公園、河川、道路などの表示板やパンフレットなどに、その知名の由来とともに表示されている例も多いところでございますが、道といたしましては、アイヌの人たちの伝統や文化などへの理解の促進を図るため、アイヌ語の地名などが、防災面なども含めて、さまざまな分野で活用されるよう、引き続き、関係機関等とも連携しながら取り組んでまいります。

**○笹田浩委員長** 三井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3 時 休憩



午後 3 時 20 分開議

**○笠井龍司副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

真下紀子君。

**○真下紀子委員** 初めに、エゾシカ対策について、専門家の養成の立場から伺います。

道は、2014年にエゾシカ対策推進条例を施行し、これまで、エゾシカ保護管理計画に基づく個

【第2分科会 3月14日 第3号】

体管理に努め、昨年4月からは第5期の計画に入っております。

エゾシカ被害の増加により、道は緊急対策をとり、農林業被害額は2011年をピークに、また、エゾシカの捕獲数も2012年をピークに、それぞれ減少傾向にあるものの、12万頭の高水準にあり、都市型被害、JRの列車や自動車との衝突事故、知床の食害など、いまだ大きな被害があります。

そこでまず、エゾシカの捕獲と農林業被害等の推移について伺います。

○笠井龍司副委員長 エゾシカ対策課長宮津直倫君。

○宮津エゾシカ対策課長 エゾシカの捕獲と農林業被害等の推移についてであります。全道における捕獲数につきましては、平成22年度から5年間で緊急的に個体数を削減する取り組みにより、平成24年度に過去最高の14万4000頭を捕獲し、その後、12万頭から13万頭程度で推移しまして、平成28年度は12万頭を捕獲したところであります。

また、全道の農林業被害額につきましては、平成23年度の64億円をピークに減少し、平成28年度は39億円となったところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員 減少傾向と確認をいたしました。

ところが、エゾシカによるJR宗谷線の支障件数が非常に多いというふうに聞いております。その被害状況について伺います。

また、その対策として、沿線周辺での集中的な対策が必要と考えるのですけれども、どのように対応されるのか、伺います。

○宮津エゾシカ対策課長 エゾシカによるJR宗谷本線の運行の支障についてであります。エゾシカとの衝突や、衝突を回避するための停車といった列車の運行支障件数は、平成23年度以降、全道で2500件程度と横ばい傾向にある中で、宗谷本線は増加傾向にありまして、平成28年度は、路線別では一番多く、過去最多の528件となっております。

道といたしましては、振興局と関係団体から成る地域エゾシカ対策協議会などを通じ、JR北海道や関係機関などと連携し、侵入防止柵の延長などを要請しながら、事故防止対策や、道がみずから行う指定管理鳥獣捕獲等事業などによる捕獲対策について検討してまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 先ほどJR根室線のお話もありましたけれども、鉄道の存続がかかっていますので、必ず実効ある対策としていただきたいと指摘しておきます。

夕張岳などの高山植物への影響も出ていますし、希少猛禽類への影響の調査などにも取り組まれたと承知をしています。

どのような調査結果を得て、その後の検討状況と達成状況はどうなっているのか、伺います。

○宮津エゾシカ対策課長 高山植物や希少猛禽類への影響等についてであります。夕張岳、アポイ岳などで、エゾシカによる高山植物の食害や踏みつけが確認されたことから、平成22年度から3年間、一部区域に植生防護柵を設置し、希少植物を緊急的に保護したところであります。

また、エゾシカ猟による希少猛禽類への影響につきましては、夕張と増毛、白糠の3地域で調査を実施し、夕張及び増毛地域では、顕著な影響は見られませんでした。白糠地域では、繁殖の減少が確認されたことから、多くの希少猛禽類の営巣地が存在する宗谷とオホーツク管内の海岸部では、3月の銃による狩猟を自粛するよう周知しているところでございます。

以上でございます。

**○真下紀子委員** ここまで影響が広がっているし、深刻化しているのだというふうに思います。今後の管理体制を考えると、鳥獣管理士等の専門的人材の養成は欠かせない問題だと考えております。

振り返りますと、2003年から、野生鳥獣保護管理制度の検討を開始し、2010年にエゾシカネットワーク協議会を設置しています。

エゾシカの個体数管理に向けた抜本的な対策として、捕獲専門家や鳥獣保護管理を行う人材養成のための制度設計、カリキュラムのための研修や説明会の実施を盛り込んでおられたわけですが、現行のエゾシカ条例にはどのように反映されているのでしょうか。

**○宮津エゾシカ対策課長** 条例における人材育成の位置づけについてであります。道では、平成22年度から24年度までの3年間、道や関係市町村、大学、研究機関など13の機関、団体でエゾシカネットワーク協議会を構成しまして、その事業の一つとして、人材育成事業に取り組んだところであります。

この事業では、毎年度、狩猟の経験が浅いハンターを対象とした新人狩猟者研修や、市町村職員、農林業関係機関の職員を対象とした地域リーダー育成研修会を実施したところであります。

こうした取り組みの成果を踏まえまして、平成26年4月に策定したエゾシカ対策推進条例におきましては、エゾシカの捕獲等を行う人材の確保と、専門知識や技術の向上のための研修の充実を掲げるとともに、エゾシカ対策の企画立案や推進を担う人材の育成及び活用を盛り込んだところでございます。

以上でございます。

**○真下紀子委員** 捕獲の専門家とともに、管理に関する専門家の養成が必要だということが入っているわけですね。

それで、以前にも取り上げたのですが、西興部村では、ビームライフルの実習も含めて、受講1回12万円の研修に、道外の県庁、林野庁、林業会社からも参加があると聞いているのですが、道庁職員は2人の受講にとどまっているというふうに聞いております。恵みをいただくという考え方で、エゾシカ1頭を6人で解体し、資源の有効利用に向けた取り組みも進められていると聞いております。

本州からも受講される方がいると聞いておりますが、テキスト代や旅費、それから宿泊代は自分持ちになっているのです。これがなかなか厳しいということでした。道は、こうしたところに支援をしているのか、伺います。

また、条例に基づき、どのような対策をとり、その結果、道内での育成状況がどこまで進んで



いるのか、伺います。

○宮津エゾシカ対策課長 道内での人材育成の状況についてでありますがお尋ねがあった研修会の参加者の多くは、道を含めまして、所属組織が費用を負担し、業務として受講しており、研修団体等への独自の助成は行っていないところであります。

道といたしましては、条例に基づき、捕獲の担い手対策として、狩猟免許試験の実施回数の増加や出前教室の開催、狩猟経験の浅いハンターを対象とした研修、認定鳥獣捕獲等事業者を対象とした研修会などの取り組みを行っているところであります。

また、エゾシカ対策の企画立案や推進を行う人材の育成につきましては、今年度から、振興局の鳥獣管理担当者を対象に、道内の研究機関や民間団体の御協力をいただきながら、エゾシカの生態、捕獲手法などに関する研修を実施し、職員のレベルアップと人材育成を図っているところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員 私は、もっと、道が主体的、先進的に取り組んでいく必要があるのじゃないかというふうに考えております。

野生鳥獣による被害額が2008年度に4億2000万円であった栃木県は、北海道の被害額の10の1程度なのですが、県庁と宇都宮大学とが連携して、文科省の補助を活用し、技術協会の認定を受けた鳥獣管理士という専門官を育成したと承知しております。

他県の状況を道はどのように把握されているのでしょうか。

○笠井龍司副委員長 動物管理担当課長北村浩樹君。

○北村動物管理担当課長 専門的知見を有する職員についてでありますがお尋ねをしましては、科学的、計画的な鳥獣の保護管理を効果的に推進するためには、専門的知見を有する職員が都道府県に配置されることが重要であるとして、鳥獣の捕獲、調査のコーディネーター、鳥獣保護管理の学位取得者など、知見を有する職員の配置状況を把握、公表しているところであります。

それによりますと、平成28年4月1日現在、37都道府県に103人が配置されており、都道府県別では、北海道が18人と最も多く、次いで、長野県に14人、島根県に10人、栃木県には9人が配置されているところでございます。

○真下紀子委員 北海道は、人数としては一番多くなっているのですが、被害額から見た比率では低いわけです。

国からも、再三にわたって、都道府県における鳥獣管理を担う専門職員の育成や配置等が求められているのではないのでしょうか。

また、道庁では、現状、どのような養成・配置状況になっているのか、お聞きをしたいと思います。

○北村動物管理担当課長 職員の配置などについてでありますがお尋ねをしまして、国では、鳥獣保護管理事業基本指針に基づき、都道府県において、鳥獣の保護管理に関する専門的知見を有する者の配置などの体制整備を求めておりまして、都道府県職員を対象とした、野生鳥獣の保護管理に関する研修

会の開催や人材の情報提供、活用促進などの施策により、その配置促進を図っているところで  
す。

このため、道では、国の基本指針を踏まえまして、昨年3月に策定した鳥獣保護管理事業計画  
において、専門職員の人材配置に努めることとしているところであります。

道としましては、野生鳥獣の適正な保護管理に向け、国などが実施している専門的研修などを  
活用するとともに、研究機関と連携の上、職員を対象とした、野生鳥獣の生態といった専門的な  
研修を開催するなどして、適切な配置に努めているところでございます。

**○真下紀子委員** ガバメントハンターや専門家が、通常業務との任務の重複ということになりま  
すと、これまた厳しい状況になるのかなと思います。

それで、道庁自身がかねてから提言してきたように、野生動物問題に対峙していくためには、  
担い手、専門家の養成と、行政や関係機関・団体、企業などへの配置が必須と考えるわけです。

道内でも、2015年から、シカのあつれき軽減の専門家として、民間資金を活用して、2分の1  
補助で、シカ捕獲認証制度——DCCという仕組みを構築してきていると承知しております  
が、これが2019年度で終了してしまうわけです。

市町村や農協の職員などの研修とともに、道庁職員が率先してこうした専門家育成に取り組ん  
でいく必要があるのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○笠井龍司副委員長** 生物多様性・エゾシカ対策担当局長東郷典彰君。

**○東郷生物多様性・エゾシカ対策担当局長** 担い手、専門家の養成等についてであります  
が、平成27年度から始まった、道内の民間団体によるシカ捕獲認証制度、いわゆるDCCは、シカ捕獲  
の先進地・イギリスにおける民間のシカ捕獲認証制度を参考に創設したもので、専門的な捕獲従  
事者や捕獲コーディネーターの育成を目的としており、3年間で、受講者数は92名、うち、79名  
を認証したと承知しているところであります

認証者のうち、約3割は道外からの参加者であり、所属機関の研修の一環としての受講も増加  
し、また、今後、講義内容の専門性や柔軟性といった民間団体の強みを生かしながら、道外での  
開催や他の野生生物への展開も検討していると伺っているところであり、道といたしましては、  
こうした先導的な取り組みの発信や、道が実施する調査、捕獲事業等との連携を促すなどして、  
専門人材の育成に努めてまいります。

**○真下紀子委員** これは大変好評だというふうに伺っておりますので、しっかりと支援しなが  
ら、連携して進めていただきたい、そのことを申し上げておきたいと思えます。

そうはいつでも、道の取り組みはまだ不十分ではないかという指摘もあるわけです。

2014年4月に施行されたエゾシカ条例にも、人材育成等に必要な措置が盛り込まれ、第5期の  
管理計画でも、行政機関等における、専門知識や技術等を有する人材の配置と育成とともに、専  
門的に捕獲を実施する者を確保、活用する仕組みを検討すると盛り込まれました。

今こそ、厳しい認識を持って、官と民による新たな人材育成事業に着手するように求めたいと  
思いますが、部長はいかがお考えでしょうか。

○笠井龍司副委員長 環境生活部長小玉俊宏君。

○小玉環境生活部長 今後の取り組みについてであります。エゾシカの推定生息数は減少傾向にありますが、農林業被害額などは依然として高い水準にありますことから、引き続き、効果的な捕獲対策に取り組む必要があると考えております。

このため、人材の育成につきましては、エゾシカ対策の専門家の育成に取り組む大学や研究機関などの協力のもと、振興局職員をコーディネーターとして養成する研修を実施し、地域におけるエゾシカ対策を担う人材を確保するとともに、捕獲の専門家の確保と活用につきましては、平成27年度に制度化された、道による指定管理鳥獣捕獲等事業に御協力いただくほか、認定鳥獣捕獲等事業者研修を通じ、事業者のスキルアップを図っているところでございます。

道といたしましては、今後も、こうした人材育成事業を効果的に展開し、エゾシカ管理計画の目標の達成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 エゾシカの場合は、管理と資源としての活用を両立させていく必要がありますから、このところはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、特定外来生物対策についてです。

2016年も質問をしたわけですが、セイヨウオオマルハナバチの生息状況に関するデータの「セイヨウ情勢」が失われました。国立情報学研究所で修復中ということだったのですけれども、その後の経過について改めて確認をしておきたいと思っております。

○笠井龍司副委員長 生物多様性保全課長武田敏朗君。

○武田生物多様性保全課長 セイヨウオオマルハナバチのデータの集積などについてであります。セイヨウオオマルハナバチのモニタリングシステムである「セイヨウ情勢」は、捕獲活動にボランティアとして参加、協力していただいているセイヨウオオマルハナバチバスターズなどからの捕獲情報を取りまとめ、インターネット上で、全道の生息状況などを公開してきたところであります。平成28年9月に、データの管理を行っていた国立情報学研究所のシステムに障害が発生して、その運用が停止したところでございます。

その後、国立情報学研究所において復旧作業を行ってきましたが、昨年1月、修復が不能であることが判明したところです。

○真下紀子委員 国立の研究所にはおぞいなというのが感想なのですが、今後、データ集積はどうするのか、伺います。

○武田生物多様性保全課長 データ管理に係る今後の対応についてであります。現在、セイヨウオオマルハナバチの捕獲頭数などのデータは、バスターズの方々から、電子メールや郵送などにより情報提供をいただいているところであり、平成19年度から25年度までのデータにつきましては、道や北海道環境財団などで保管されていたことから、現在、ホームページで公開しているところです。

また、国立情報学研究所が管理していた平成26年度から28年度までのデータにつきましても、

現在、バスターズの方々に対し、保存されたデータの提供を依頼しているところです。

道といたしましては、今後も、提供していただいたデータを順次取りまとめまして、捕獲活動に有用な情報の提供に努めてまいります。

○真下紀子委員 保管できるということだと思っております。

それで、セイヨウオオマルハナバチは、街路やガーデニングでも大変多く見られるようになっております。しかし、命があるものですし、見た目もきれいですから、かわいそうという声も出るぐらいになっておりますが、生態系に与える影響を正確に知らせて、協力を得ることが必要ではないかと考えます。

今後、対策の強化に向けてどのように取り組むのか、伺います。

○東郷生物多様性・エゾシカ対策担当局長 今後の対策についてであります。道では、これまで、貴重な生物多様性を保全するため、セイヨウオオマルハナバチが生態系に与える影響、防除の必要性などにつきまして、道のホームページや駆除体験会、シンポジウムなど、さまざまな機会を通じ、普及啓発を行ってきたところであります。

また、セイヨウオオマルハナバチの生息域の拡大を防止するため、市民ボランティアであるバスターズに監視・捕獲活動を呼びかけてきたところであり、引き続き、ガーデニングに携わる方々を含め、多くの道民の皆様に対しまして、防除対策への正しい理解の促進を図る普及啓発を行うとともに、国や市町村、農協、市民活動団体など、多様な主体の御協力を得ながら、監視・捕獲活動を強化するなど、防除活動の推進に努めてまいります。

○真下紀子委員 セイヨウオオマルハナバチバスターズも、大きな広がりを見せずに、かえって減少しているようなのです。それで、セイヨウオオマルハナバチについては、全道的な広がりを見せていますので、根絶に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、アライグマについてです。

アライグマについては、2005年——平成17年に、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されたと承知をしております。

捕獲状況と生息数の現状をどのように把握しているのか、まず伺います。

○武田生物多様性保全課長 アライグマの捕獲状況などについてであります。捕獲状況につきましては、平成27年度に約1万1000頭と、初めて1万頭を超え、28年度には約1万2400頭と過去最高となっているところでございます。

生息数につきましては、捕獲や目撃情報などから、増加している状況にあると認識していますが、有効な調査手法がなく、全容を把握することが難しい状況にあるところです。

○真下紀子委員 全容は把握されていないのですね。

それで、これまでの生態調査、生息状況調査と捕獲方針について、どのように取り組んできたのか、また、なぜ効果が得られなかったのか、伺います。

○武田生物多様性保全課長 生息状況調査などの取り組みなどについてであります。道では、平成11年度から捕獲事業を開始し、平成15年にはアライグマ対策基本方針を策定し、平成17年に

制定された外来生物法による特定外来生物の指定前から、いち早くアライグマ対策に取り組んできたところです。

道の捕獲事業におきましては、アライグマの生態や生息状況を調査するとともに、効果的な箱わなの使用方法などについて検証を進め、平成21年には、それらをもとにアライグマ防除技術指針を策定し、対策を進める市町村などに捕獲技術の普及を行ってきたところです。

しかしながら、アライグマが夜行性であることや、目撃されても、見かけが似ているタヌキと誤認されること、また、被害があっても、キツネなど、ほかの鳥獣によるものと間違われることも多く、本格的な捕獲対策がとられなかったことなどから、生息域が拡大したものと考えているところです。

**○真下紀子委員** どうしてここまで広がってしまったのか、理由が少し見えてきたように思います。

アライグマは、キツネかタヌキか、本当に区別がつかないのですよね。ですから、どういうふうに区別を確認するかも含めて、普及啓発をしていただきたいと思います。

それで、被害調査、捕獲方法などを踏まえると、捕獲状況と生息域拡大の現状は極めて深刻な状況にまで至っているというふうに考えておりますが、道はどう捉えておりますか。

**○武田生物多様性保全課長** 生息域の拡大についてであります。アライグマによる農業被害は、平成23年度が、60市町村、被害額が過去最高の約1億2000万円となったところです。

その後、被害額は、一時、減少傾向になりましたが、近年、被害地域の拡大により、平成28年度が、82市町村、被害額が約9100万円と高い状況にあり、生態系への影響や農業被害の拡大が懸念されているところです。

一方で、農水省の交付金などを活用した市町村によるアライグマの捕獲が進み、平成28年度の捕獲数は約1万2400頭と過去最高となっており、今後とも、市町村と連携して、一層の対策の推進が必要と考えているところです。

**○真下紀子委員** アライグマの捕獲が1万頭を突破しているわけですが、捕獲の増加とともに、被害の拡大が大変深刻だということが答弁からもわかりました。

それで、私も調べてみたのですが、そもそも、アライグマは道内に生息していなかったわけです。また、コヨーテ、オオカミなどの捕食種もいません。

在来種は、凶暴なアライグマに対するディフェンスのすべがないまま、夜行性で雑食、生息域が知床にまで広がるようなアライグマに翻弄されているわけです。そして、樹上にも強いアライグマの特性から、シマフクロウも危険にさらされています。

それから、アライグマは繁殖力が大変強いのです。性比では雌が多く、年間で4匹ほどの子どもを持つことから、1年で倍、6年で10倍になる、こうした爆発的な繁殖力を持ち、エゾシカを全く凌駕するような増加が見込まれる動物だということです。

そうした見通しを持って対策をとってきたのかどうか、伺います。

**○武田生物多様性保全課長** アライグマの特性に対応する対策についてであります。道が過去

に実施した捕獲事業におきまして、捕獲したアライグマの性別や授乳状況を調査した結果、4月から6月の春期の雄雌の捕獲割合はほぼ同じで、その雌のほとんどが授乳の子育て中だったところ です。

出産や授乳期である春期には、餌となる農作物がなく、子育て中の雌のアライグマが栄養を補給するため、活発に餌を探し回ることから、こうした習性を利用し、餌で誘導する箱わなを仕掛け、雌1頭及びその子ども4頭分の捕獲効果を上げるため、平成27年度より、4月から6月までを春期捕獲推進期間としまして、市町村に集中捕獲を呼びかけ、平成29年度の春期には約5000頭を捕獲したところ です。

**○真下紀子委員** 物すごい数に達しているわけです。

ただ、今お話を聞いていて、同じ哺乳類として、授乳中の雌とか子育て中の雌が対象にされるということは本当に胸が痛みます。見た目もかわいいですしね。

しかし、どうしても根絶に向けて取り組まなければならない動物なのです。ですから、人間が勝手に飼って勝手に放すということは絶対やってはいけないと私たち自身も戒めなければならないと思います。

そこで、恵庭の自衛隊の敷地内にも生息しているというふうに聞いたのですけれども、いかがでしょうか。

**○武田生物多様性保全課長** 自衛隊敷地内の生息についてであります。管轄する陸上自衛隊北部方面隊島松駐屯地に照会したところによりますと、恵庭市内の陸上自衛隊島松演習場におけるアライグマの生息については確認していないと聞いているところ です。

**○真下紀子委員** アライグマ自身を認知していないのじゃないかというふうに思うのですけれども、自衛隊演習場がアライグマのパラダイスとなつては、周囲への影響が懸念されます。

今後、アライグマがどういう動物か、調査、駆除等を含めて、検討を進めていくように今回は求めておきたいと思います。

埼玉県では、アライグマ専用捕獲器を開発し、実用化されたということが報道されました。

私が、2016年——平成28年の決算特別委員会で、今後、駆除に向けてどう取り組むのかという質問をしましたところ、道は、北海道大学と連携して、アライグマの習性を利用した新たな捕獲用具として、巣箱型わなの実証試験を進め、駆除対策の推進に努めると答弁されて、希望を持ってきたわけですが、その後、道では、この実証試験をどのように進めているのか、伺います。

**○武田生物多様性保全課長** 巣箱型わなの実証試験についてであります。道では、昨年5月から7月に実施した捕獲事業におきまして、北海道大学が開発した巣箱型わなを使用し、アライグマの捕獲実証試験を実施したところ です。

巣箱型わなは、アライグマが木のうろをねぐらにする習性を利用し、木製の箱に丸い穴をあけ、そこから入り込むと、ふたが閉まり、捕獲できる仕組みとなっているところ です。

この実証試験での捕獲は1頭で、他の鳥獣の混獲はなく、一定の効果は認められたものの、木

製のため、雨水などで変形して、ふたが閉まらなくなることや、持ち運ぶには重いといった課題も見つかったところがございます。

このため、道といたしましては、引き続き、大学と連携し、巣箱型わなの改良や実証試験などを進め、その実用化と性能向上に向けて取り組んでまいります。

**○真下紀子委員** アライグマとの知恵比べということになるのですけれども、人間のほうも力を合わせなければなりません。

先日、十勝管内で被害が急増しているため、対策会議が設置されましたが、市町村任せにせず、地域の枠を超えて、広域な対応が必要だと思います。

他の振興局でも率先して取り組んでいく必要があると考えますが、いかがですか。

**○東郷生物多様性・エゾシカ対策担当局長** 広域対策の取り組みについてであります。アライグマについては、これまでも、振興局単位で開催する、エゾシカやヒグマに係る鳥獣被害防止対策会議などの場におきまして、被害対策の情報共有や意見交換を行い、市町村、猟友会、農協などと連携し、それぞれの地域特性を踏まえた捕獲対策を進めてきたところであります。

十勝総合振興局では、被害を受けやすいスイートコーン、デントコーンの生産量が多く、広域にわたり捕獲や目撃数がふえていることから、今後の農業被害の拡大の防止等を目的に、市町村や農業関係者などと対策を協議する十勝管内アライグマ対策会議を設置したところであります。

道といたしましては、振興局ごとに、農作物、生息環境などの違いがありますことから、地域の実情に即した被害の低減策や効果的な捕獲に係る情報提供を行うなど、振興局を中心とした地域ぐるみの捕獲体制の整備に取り組んでまいります。

**○真下紀子委員** 深刻な状況を招いた背景としては、専門家が配置されていないことが大きな課題だというふうに考えております。

本来、北海道に生息していなかったアライグマ対策は、在来種のエゾシカの管理対策とは質を異にしています。外来生物法の趣旨に沿って、根絶を目指すことが必要になるわけです。科学的知見に基づいて、生息数、生息状況を把握して対策を進めることが不可欠です。

根絶の方向性をしっかり示して取り組むべきではないかと思いますが、部長の見解を伺います。

**○小玉環境生活部長** 今後の対策についてであります。アライグマは、生息状況の把握が困難な野生動物であり、繁殖力が強いことや、捕獲しても、他地域からの侵入により再びふえることなどから、根絶するまで捕獲を継続することが必要であると考えております。

アライグマの根絶に向けましては、わなを仕掛ける多くの人材を育成することが求められるため、道では、地域ごとに捕獲技術研修会を開催し、わな捕獲の熟練ハンターによる実践的な指導にも取り組んできたところがございます。

道といたしましては、今後も、このような人材を活用し、捕獲従事者のさらなる育成を行うとともに、国や市町村との連携を強め、大学、研究機関が有する、生態や捕獲技術等の科学的な知見も取り入れながら、地域特性、生息環境に応じた効果的な捕獲を進め、巣箱型わなを初めとす

る新たな捕獲技術の開発とその普及により、アライグマの生息域の拡大防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○真下紀子委員** 次に、アイヌ政策について伺います。

北海道の命名から150年とされますが、先住者にとっては苦難の歴史でもありました。

2009年——平成21年に、日本政府は、国連で、アイヌが、日本列島の北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であると、公式な認識を示しました。

アイヌの社会には、近代統治機構の中央政府のようなものは存在しなかったわけですが、いつから、北海道が日本国となり、アイヌは日本国民とみなされたのかについて、どのような見解があるのか、伺います。

**○笠井龍司副委員長** アイヌ政策推進室参事永浦政司君。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** アイヌの人たちについてでございますが、国では、平成19年の、先住民族の権利に関する国際連合宣言、その翌年の、アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議を受け、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を設置し、平成21年7月には、内閣官房長官に報告書が提出されたところでございます。

この報告書では、1593年に、豊臣秀吉が、後に松前と改姓する蠣崎慶広に朱印状を与え、松前に集まる人々の取り締まりと税を取り立てる権利を認めたとされ、その後、1799年には東蝦夷地を、1807年には西蝦夷地を、幕府がその直轄にしたとされております。

また、アイヌの人たちは、鎌倉、室町時代のころから、和人との交易などを行い、和人の経済社会に取り込まれていく中で、18世紀に入ると、アイヌは、完全に和人の支配下に入り、労働力を搾取される存在となっていくとされ、1855年の日魯通好条約締結に至るロシアとの交渉に際し、幕府は、アイヌの人々は日本に所属する人民であり、アイヌの人々の居住地は日本の領土であると主張したとされております。

**○真下紀子委員** それは、支配者の和人側からの一方的な主張であるわけです。

しかし、現代においては変わってまいりました。国連の先住民族宣言では、第1条に、全ての人権と基本的自由を享受する権利が掲げられております。第2条には、自由、平等と差別されないこと、第3条には、自分で決める権利——自決権が掲げられました。

本道においても、同様の見解でアイヌ施策を展開していく必要があると考えますが、いかがですか。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** アイヌ施策の展開についてでございますが、有識者懇談会の報告書では、アイヌ政策の基本的な考え方として、憲法第13条の個人の尊重が基本原理であり、我が国の法秩序の基礎をなすこと、アイヌのアイデンティティーを持って生きることを選択した場合、国や他者から妨げられてはならないこと、さらには、アイヌというアイデンティティーを持って生きることを可能にするような政策を行うことに配慮が必要と記載されているところでござ



います。

道といたしましても、アイヌの人たちが、アイヌというアイデンティティーを選択できますよう、引き続き、アイヌ協会や関係市町村と連携を図りながら、国際社会が目指す、異なる民族が共生し、文化の多様性が尊重される社会の実現に向け、施策の推進に取り組んでいく考えでございます。

○真下紀子委員 異なる民族として位置づけられて、その保障がされたということです。

それで、アイヌは、北海道の前身である蝦夷地に暮らしていた先住民族だということが明らかになりましたが、今の時代は、和人による同化政策のために失われてしまった文化や言語等の復興を推進する必要があると考えております。

その中では、民族固有の生活様式、宗教的思想、儀礼、芸能活動などを、伝統、文化として復興していく必要があると考えますが、いかがですか。

○笠井龍司副委員長 アイヌ政策推進室長杉崎哲志君。

○杉崎アイヌ政策推進室長 アイヌの伝統、文化の振興についてであります。道におきましては、独自の生活様式や固有の言語を持ち、自然を敬い、共生する、北海道の先住民族であるアイヌの人たちの文化を尊重してきているところであります。

また、アイヌの人たちは、明治期以降の国のさまざまな施策により、伝統的な生活や生産の手段を失い、貧困にあえぎ、さらに、近年に至るまで、いわれのない多くの差別を受けてきたという歴史的事実があったと認識しております。

道といたしましては、平成9年に制定のアイヌ文化振興法に基づき、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、アイヌの伝統、文化への理解の促進に取り組んできたところであり、今後とも、アイヌ文化財団などと連携をし、アイヌ語や伝統舞踊、工芸の振興など、文化施策の一層の推進に努めてまいります。

以上です。

○真下紀子委員 ここに至った先住民族・アイヌの歴史観について、改めて注目されているところでございます。

また、北海道と命名した松浦武四郎さんが安全に北海道などの探査ができたのは、そこに住むアイヌの協力があってのことと承知をしております。

そこで、松浦武四郎さんの歴史観、アイヌ観について、道はどのように認識をされているのでしょうか。

○永浦アイヌ政策推進室参事 松浦武四郎についてでございますが、松浦武四郎は、生涯にわたって全国を歩き続け、探検家、作家、地理学者、出版者、古物収集家などとして、幅広い分野で活躍された方であり、明治2年には、蝦夷地の名称につきまして、明治政府に、アイヌの古老から聞いた「カイ」という言葉を用いて北加伊道という名前を提案した、北海道の名づけ親としても知られております。

28歳から41歳にかけて、6回にわたり蝦夷地を調査いたしました。その際には、アイヌの人

たちに案内をお願いして、寝食をともにするなど、アイヌの文化に深く触れるとともに、アイヌの人たちの生活や文化を紹介するため、多くの記録を残すなど、アイヌの人たちとの信頼関係を築き上げた人物であると認識しております。

○真下紀子委員 松浦武四郎さんは、随行してくれたアイヌの人たち一人一人を固有名詞で記録しています。そのように親交が非常に深かったということだと思います。

ところが、新北海道史においては、アイヌについて、「その特殊な存在は北海道開拓のために単に負担となったばかりではなく、かえって障害とさえなった。」、このように記述されていることには驚きました。

これはどういうことなのでしょう。和人の侵略的な立場からの一方的な記述であって、アイヌ民族からの視点が欠けているのではないかと考えますが、いかがですか。

○永浦アイヌ政策推進室参事 新北海道史についてでございますが、北海道が昭和46年に編集、発行いたしました新北海道史第3巻通説2は、北海道大学の名誉教授を編集長として、明治元年の箱館裁判所設置から、明治19年の北海道庁設置に至る期間をまとめたものと承知しております。

御指摘の記述に関しましては、「第3節 アイヌ問題」に「アイヌ問題の重要性」として記載されており、当時の北海道開拓の歴史として、明治以降、北海道の全人口に占める移住者の割合が大幅に増加する中で、アイヌの、北海道経営に対する政治上、経済上、社会上の地位が低下していったことなど、当時の情勢を背景に、移住者側からの視点により、開拓を進める上で、アイヌの人たちを特別扱いし続けることが難しくなっていった経緯をあらわしたものと推察いたします。

○真下紀子委員 今後、新しい道史が編さんされるわけですから、先住民族から見た歴史が盛り込まれてしかるべきではないか、この点についてはどのようにお考えですか。

○杉崎アイヌ政策推進室長 アイヌの人たちに関する歴史などについてであります。新北海道史第3巻通説2の発行以降、平成19年の、先住民族の権利に関する国連宣言、その翌年の国会決議など、アイヌの人たちを取り巻く社会的背景は大きく変化したところであります。

また、有識者懇談会の報告書では、アイヌ社会は非文字社会であったため、その歴史記述は、アイヌ以外の人々が残した文字資料などによらざるを得なかったことなどが指摘されており、今後のアイヌ政策を考えるに当たっても、歴史と正面から向き合うことは不可欠であるとされているところであります。

こうした動きを受け、国におきましては、アイヌの人々が先住民族であるとの認識のもと、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこととしており、道といたしましても、その施策の展開に当たりまして、アイヌの人たちに関する正しい理解と知識の共有が不可欠であると考えているところであります。

○真下紀子委員 そうした考え方を道史に反映するためにも、知事にお伺いしたいと思いますので、お取り計らいをお願いいたします。

それで、「開拓使は、（中略）一般人民と同等の人格を認め、その特別取扱いを廃止し、漸次日本人と同等の取扱いをする方針に出た。」とも記載され、明治7年に、戸籍上、平民と同様となったとされております。

一方、アイヌからの奪取、アイヌの虐使の歴史も記載されており、その後もアイヌへの差別や偏見は続くわけです。

アイヌへの差別的な扱い、差別思想についてどう認識されているのか、伺います。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** アイヌの人たちに対する差別等についてでございますが、我が国の先住民族であるアイヌの人たちは、明治期以降、生活の糧を得る場を狭められ、また、文化面等でも差別を受けてきたという歴史的事実があったものと認識しております。

平成20年の、アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議では、「我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。」としております。

また、平成25年度に実施をいたしました道のアイヌ生活実態調査では、現在においても、職場や就職のとき、学校などで差別を受けたことがある、あるいは、ほかの人が受けたのを知っているとの回答がございまして、いまだ、アイヌの人たちに対する差別等は存在していると認識をしております。

**○真下紀子委員** アイヌ民族は、先住民族のため、何代も前まで祖先をさかのぼることができるそうです。つまり、少なくとも江戸時代には、コタンを単位とする生活様式によって、海外との貿易に匹敵する経済活動も行いながら生活していたこととなります。

その時代までさかのぼって、先住民族としての生活様式を確認できるのでしょうか。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** アイヌの生活様式についてでございますが、有識者懇談会の報告書には、7世紀に始まった擦文文化期の中で、現在認識されているアイヌ文化の原型が見られ、13世紀から14世紀にかけては、狩猟、漁労、採集を中心に、一部には農耕を行う生活の中で、自然とのかかわりが深く、海を渡って交易を盛んに行うといったアイヌ文化の特色が形成されていくと記載されております。

**○真下紀子委員** アイヌ民族は、そうした生活までさかのぼって、自分の先祖を敬うということをしております。

アイヌは死ぬと土に返るという考え方で、アイヌコタンでは、墓地とされるところに、コタンの人々が共同で埋葬されていると聞いております。

アイヌの死に対する考え方、葬送に関する考え方はどのようなもので、埋葬、葬送における様式や儀式はどのようになっていたと道は認識しているのか、伺います。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** アイヌの葬儀などについてでございますが、道のアイヌ民族文化研究センターが発行いたしました、アイヌ文化を紹介する小冊子では、アイヌの儀式の作法などには、多くの地域で共通して見られる決まり事や考え方がある一方で、地域ごと、あるいは人に

よって異なる点もあると記載されておりますほか、アイヌの人々は、人間が亡くなった後は死後の世界へ行き、生前と同じように村をつくり、生活していると言われており、死後の世界での暮らしに使うための衣服、道具などを傷つけたり燃やしたりすることで、それらは死後の世界へ送ることができると考えられたとされております。

また、先祖の供養は、家の中やその周囲で行われるため、墓参りという習慣はありませんでしたが、先祖の暮らす死後の世界へ供物を届けてもらえるよう、火の神にお祈りをする儀式が行われているとされているところでございます。

**○真下紀子委員** 死後の世界でも、コタンのみんなと一緒に暮らしているという死後観を持っているということがわかったわけです。

ところが、和人によって遺骨が掘り出されてしまいました。文化財として指定され、また研究対象とされて、今も、札幌医大や北大等に保管をされております。

それだけではなくて、DNAという、最も尊重されるべき人権、個人情報、アイヌ民族ということで、本人あるいは家族、民族の同意もなく研究に使われているのが現状です。

これは、日本の憲法のもとの平等、基本的人権の保障とともに、さきの国連宣言に合致していると言えるのか、道の見解を伺います。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** 遺骨の取り扱いについてでございますが、平成29年4月に、北海道アイヌ協会、日本人類学会及び日本考古学協会が取りまとめました、これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブルの報告書では、これまでのアイヌの遺骨等の収集、研究をめぐる評価といたしまして、先住民族であるアイヌに対する研究は、他者の文化を議論しているという意識に欠け、先住民族の声を聞いてこなかった側面があるとしておりまして、アイヌ遺骨等に係る研究は、先住民族の権利に関する国連宣言の趣旨を尊重するとともに、アイヌが遺骨等に有する権利を尊重することが重要と指摘しているところでございます。

**○真下紀子委員** 大変重要な指摘だと思います。

それで、国連宣言の第11条の2項では、宗教的財産が奪われた場合の救済が国の責務と位置づけられました。

遺骨という、アイヌ民族にとって最も根源的な問題について、今後整備される国の民族共生象徴空間の1カ所に保管することが、アイヌの意向に沿った、アイヌらしい葬送に当たるのかという疑問の声も出ております。

この点はどのようにお考えか、遺骨の祭り方について、部長の見解を伺いたいと思います。

**○小玉環境生活部長** 遺骨の祭り方についてであります。国では、平成25年6月に定めました「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」に基づき、各大学等に保管されているアイヌの遺骨につきまして、関係者の理解及び協力のもとで、遺族等への返還が可能なものは、各大学等においてアイヌの人たちへの返還に努めることとし、直ちに返還できない遺骨等につきましては、国が主導して、民族共生象徴空間の慰霊施設に集約をし、アイヌの人たちによる受け入れ体制が整うまでの間、尊厳ある慰霊と適切な管理を行うこととされております。

道といたしましては、アイヌの人たちの精神文化が尊重され、アイヌの人たちによる尊厳ある慰霊が着実に進むよう、アイヌ遺骨等の早期返還の実現に向け、引き続き国に働きかけてまいります。

以上でございます。

**○真下紀子委員** 返還が前提であり、条件が整えば、返還を求めている方々に対して、より誠実な対応が必要だというふうに考えております。

アイヌは、コタンで集団的に墓地を利用していたわけです。

私は研究を否定するわけではございません。しかし、先ほど議論しましたけれども、戸籍法による統治以降、平民と同様の権利が供されていたはずであり、また、現憲法では、基本的人権の尊重が明記されているわけでありまして、本人の同意あるいは民族の同意があつてしかるべきではないかと考えるところです。

本人同意のない遺骨提供はあり得ないとするのですけれども、いかがでしょうか。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** 遺骨等の収集についてでございますが、ラウンドテーブルの報告書では、研究目的の遺骨等の収集に関しては、十分な説明と同意の取得がなされてこなかったと評価しており、研究の実施に当たっては、透明性の高い枠組みを確保することが必要であり、特に研究倫理面に留意し、中立的な組織による事前審査を受けることが不可欠であると指摘しているところでございます。

**○真下紀子委員** 私は、その指摘を受けて、道でも調査委員会のようなものをつくっていただきたいと思っているものですから、知事に見解を伺いたいと思います。お取り計らいをお願いいたします。

次ですが、道内各地で、アイヌの伝統、文化の継承に取り組まれている様子があります。

中でも、北海道開発に伴い、サケの遡上が途絶えたわけですが、その復活を図りながら、アイヌの伝統漁法のマレツを使ってサケを捕獲し、捕獲したサケを、カムイ——神に献上するカムイチェノミの儀式を行って、保存食であるサケとばもつくられていると聞いております。

どこで、どのような取り組みが行われているのか、披瀝願います。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** サケを迎える儀式等の取り組み状況についてでございますが、アイヌ文化財団では、今年度、アイヌの伝統的なサケ漁の体験事業を、白老、平取、新ひだか地域で6回開催し、延べ565名の方々に参加していただいているところでございます。

また、今年度、アイヌ文化財団が助成をいたしました、サケの漁期が始まる前に豊漁となることをお祈りするカムイチェノミなどの儀式につきましては、札幌、網走、釧路など、道内の7カ所で事業が実施されているところでございます。

**○真下紀子委員** 私も参加させていただきましたけれども、感謝の気持ちが湧き起こってきます。非常に重要だなというふうに思いました。

それで、豊平川に続いて、旭川市では、自然保護団体が石狩川などにサケの放流を行いまして、旭川市内などの河川への遡上が確認されております。この遡上してきたサケをアイヌの伝統

漁法によって捕獲する伝統を残したいという要望が私のところに寄せられております。

道としても、これを支援しながら、アイヌの、自然に感謝し、共生するという伝統儀式を全道各地で継承していくことが重要ではないかと考えますけれども、道の認識と取り組みへの考えを伺います。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** サケを迎える儀式等の継承活動についてでございますが、狩猟・採集民族でありましたアイヌの人たちは、自然の恵みに感謝しながら、山海の動植物などを食料としていたところでございます。

現在、道内各地で、伝統的なサケ漁の体験事業やサケを迎える儀式などの取り組みが行われており、こうした伝承活動が、全道各地に広がり、継続して行われることは、アイヌ文化への理解を深め、伝承していく上で重要なことと考えております。

このため、道といたしましては、アイヌ文化財団を通じまして、カムイチェノミなど、さまざまな伝統儀式の開催事業への助成のほか、伝統的生活空間における体験交流事業などを行ってきたところであり、引き続き、アイヌ文化への理解と伝承活動の促進が図られますよう取り組んでまいります。

**○真下紀子委員** 言語について伺いたいと思います。

同化政策で、アイヌ語が日本語に置きかえられてきたという中で、道は、アイヌ語の現状をどのように受けとめているのか、伺います。

**○永浦アイヌ政策推進室参事** アイヌ語の現状についてでございますが、アイヌ語は、アイヌの人たちの固有の言語であり、民族としてのアイデンティティーの中核をなすものでありますが、アイヌ語を使える方々が減少しておりますことから、ユネスコは、アイヌ語を消滅危機言語と認定するなど、アイヌ語を取り巻く環境は大変厳しい状況にあると認識しております。

**○真下紀子委員** 消滅危機言語と認定されているということで、本当に厳しい状況だなと思えます。イランカラッテと言っているだけでは、なかなか復活しないと思うのですけれども、アイヌ語が最も身近なのは、アイヌ語に由来する地名ではないかと私は考えております。

先ほど触れた松浦武四郎さんの記録にも、そうしたことが書きとめられておりまして、これが和名にも反映されていったと思えますので、次世代につないでいくために、今後、身近にアイヌ語に親しみ、普及、継承に取り組んでいく必要があると考えます。

北海道弁の「そだねー」が大変ブームになりましたけれども、アイヌ語も、本当に大きな力をもって広めていくような取り組みを進めてほしいと思うのです。どのように取り組んでいくのか、伺います。

**○杉崎アイヌ政策推進室長** アイヌ語の普及などの取り組みについてであります。道では、アイヌ語教育の充実とその普及を図るため、アイヌ文化財団を通じまして、一般のリスナーを対象としたラジオ講座、初級者から上級者までの段階に応じたアイヌ語教室、学習成果を発表するアイヌ語弁論大会を実施してきたところであります。

また、小中学校を対象とするアイヌ文化体験講座の実施のほか、昨年12月には、アイヌ語に関

する調査研究の成果や、各地域の取り組み事例などを広く知っていただくため、危機的な状況にある言語・方言サミット北海道大会を開催したところであり、引き続き、幅広い方々にアイヌ語に触れる機会を提供し、アイヌ語の普及、振興に取り組んでまいります。

**○真下紀子委員** 道では、アイヌ生活文化再現マニュアルを作成して、アイヌ語由来の地名についてのハンドブックも作成していると承知しております。私も、アイヌ語のCDを持っているのですが、なかなかまだなじめないところがありまして、何とかクリアしていこうと努力をしているところです。

先住民族としてのアイヌ民族の歴史、文化、言語等について、今後、国民の理解を深めていく必要が本当に高まっているというふうに思いますが、どのように取り組んでいくのか、部長に見解を伺います。

**○小玉環境生活部長** 国民の理解の促進についてであります。国が行った、国民のアイヌに対する理解度についての意識調査によりますと、アイヌ文化等に接したことがある国民の割合は低く、また、差別や偏見の有無に関する意識の差も、国民全体とアイヌの人たちの間で大きくなっているところでございます。

こうした現状を踏まえ、国におきましては、アイヌの人たちやアイヌ文化と接する機会の増加、国民の理解の促進が重要であることはもとより、現行施策を継続するだけでは不十分であるとして、アイヌ政策の再構築に向けた検討を進めております。

道といたしましても、アイヌの人たちの生活や歴史などに関し、広く道民の理解を深めることが極めて重要と認識しており、今後とも、アイヌ協会を初め、関係機関・団体等の協力を得ながら、アイヌ民族への理解を深めるための啓発冊子の作成や道の施設での展示、さらには、民族共生象徴空間の開設を契機とした、さまざまな情報発信機会を活用するなどして、一層の理解促進に努めてまいります。

以上でございます。

**○真下紀子委員** 部長がお勧めになったように、漫画による普及も、アイヌへの理解の一助になったというふうに考えております。

私は、今回、改めて、さまざまな文献を読ませていただきましたが、それが、アイヌの人たちのことをわずかでも理解する機会になったと思います。

今回、こうした質問をすることによって、環境生活部の皆さんと一緒に、アイヌに対する理解をこれまで以上に深めることができたのではないかと思いますので、今後とも引き続き、こうした問題に取り組んでいきたいと思っております。

ありがとうございます。

**○笠井龍司副委員長** 真下委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

金岩武吉君。

**○金岩武吉委員** 私から、地球温暖化問題について少し質疑をしたいと思います。

昨年2月の気象庁の報道発表資料によると、2016年の世界の年平均気温は観測史上で最高となり、2014年から3年間連続の高温になったとのことであります。このことに関して、世界気象機関は、地球温暖化が長期的に進行していることを明確に示していると警告したとの報道もあります。

世界気象機関では、2017年の地球の年平均気温は産業革命前と比べて1.1度、2016年は1.2度の上昇であったとしております。また、観測史上、これまで高温を記録した18の年のうち、17は今世紀に集中しているとも指摘をしております。

最近は、テレビなどでも、北極の氷山が解けて崩れ落ち、氷原にすむアザラシが姿を消し、シロクマが餌場を失って餓死するという実態が紹介されております。地球を取り巻く大気温暖化は、海面上昇や気象パターンにも深刻な影響を与えることを訴えていたのが印象的でありました。

地球の平均気温が1度上昇することは、世界の産業経済活動や日常の生活にどれほどの影響を与えるものなのでしょうか。実際に、強力な台風とか寒波や熱波、大雪及び集中豪雨などの異常気象が世界各地で発生しておりますが、それを地球の温暖化と結びつけて、何とかしなければと考える人々はまだまだ少ないと考えております。

そこで、以下、数点質問をさせていただきます。

まず、道は、昨年11月に、地球温暖化に関する道民意識調査を行ったと承知しておりますが、地球温暖化に対する道民の関心について、どのように受けとめているのか、これまでに同様の調査を実施しているのであれば、その結果も含めて、見解をお聞かせください。

また、地球温暖化に関する道民の認識や理解を深めるための知識の普及や協力体制を強化するためには、これまで以上に、さらなる施策が必要と考えますが、あわせて見解を伺いたいと思います。

○笠井龍司副委員長 低炭素社会推進室参事佐藤圭子君。

○佐藤低炭素社会推進室参事 道民の意識などについてであります。昨年11月に実施した道民意識調査では、「どの様なときに地球温暖化による影響と感じますか。」との設問に対し、約9割の方が、「集中豪雨や猛暑など、異常気象を体験したときや、被害発生などの報道に触れたとき」と回答されており、また、平成20年度の調査の類似の設問でも、約8割の方が、「地球全体に影響をもたらす重大な問題であると同時に、一人ひとりの生活にかかわる身近な問題だと考えている」と回答されており、高い関心が示されたところでございます。

道といたしましては、こうした高い関心は、具体的な地球温暖化防止に向けた行動の起点になるものと考えており、今後、身近な暮らしや事業活動への影響をよりわかりやすく紹介するとともに、一層の省エネやエコドライブの推進、ライフスタイル、ビジネススタイルの転換などを促進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○金岩武吉委員 次に、温暖化対策の効果についてお聞きします。



【第2分科会 3月14日 第3号】

我が国において地球温暖化問題が脚光を浴びたのは、1997年に京都で開かれた第3回気候変動枠組み条約締約国会議——COP3であったことは御承知のとおりであります。

この会議で採択された京都議定書において法的拘束力が生じたのは、我が国を初めとする先進国だけでありましたが、18年後の2015年にパリで開かれたCOP21で採択されたパリ協定は、世界の温室効果ガス排出量の4割を占める中国や米国を含む全ての国が参加する画期的な合意と高く評価されました。

パリ協定は、今世紀末までの気温上昇を産業革命以前から2度に抑え、また、1.5度未満を努力目標とするものでありますが、この協定では、全ての国が温室効果ガスの具体的な削減目標を申告し、その目標をさらにふやす方向で、5年ごとに評価し、見直すことになっておりまして、最初の評価は2023年に行われます。

我が国の場合は、2030年までに、2013年度比で、温室効果ガスの排出を26%削減し、2050年には80%削減するという長期的目標を掲げておりますが、道として、この目標をどのように受けとめているのか、また、道は、国の目標を踏まえ、どのように取り組んでいくのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○笠井龍司副委員長 低炭素社会推進室長阿部淳君。

○阿部低炭素社会推進室長 国の削減目標などについてでございますが、積雪寒冷、広域分散型の本道におきましては、暖房や自動車利用による温室効果ガス排出の割合が全国と比べて高く、国の目標達成に積極的に寄与するためには、こうした本道の地域特性を考慮し、家庭部門や運輸部門でのより一層の削減に取り組んでいく必要があるものと認識しております。

このため、道といたしましては、引き続き、家庭部門を中心に、省エネ、節減を呼びかけるキャンペーンを展開するとともに、次世代自動車の導入促進、また、エコドライブの普及など、運輸部門対策を推進し、市町村、関係機関・団体などとの緊密な連携のもと、さらに効果的な取り組みや仕組みを検討するなどいたしまして、我が国の温暖化対策の推進に向け、積極的な役割を担ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金岩武吉委員 それでは、道内における温暖化の状況の把握について伺います。

2016年の日本の年平均気温偏差——これは、1981年から2010年の30年平均値を基準値として、平均気温から基準値を差し引いた値のことですが、2016年は0.88度で、統計をとり始めた1898年以降では最も高い値となっております。

日本の平均気温は、長期的には、100年当たり1.19度の割合で上昇しており、特に、1990年以降、高温となる年が多くなっております。

近年、世界と日本で高温となる年が頻出している要因としては、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴い、地球規模で気温が長期的に上昇する地球温暖化の影響が考えられるとしております。

世界の中で、日本の平均気温は、エルニーニョ現象等の自然変動の影響を受けているとの説も

ありますけれども、エルニーニョ現象が発生していない年でも高温の年が見られるなど、十分な解明が求められます。

道として、本道における気象の現状や将来の見通しを、どのような情報により収集し、把握しているのでしょうか。

**○佐藤低炭素社会推進室参事** 本道の気候の現状などについてであります。道においては、気候の現状や将来見通しについて、国の機関が定期的に発行する「北海道の気候変化」や気候変動監視レポートなどにより、その状況を把握しております。

こうした資料では、本道の気候の現状としては、平均気温が過去100年で約1.59度上昇していること、冬日や真冬日が減少していること、日降水量が70ミリ以上の日数が増加傾向にあること、釧路沖や三陸沖、日本海中部で海面水温が上昇していることなどが示されております。

また、将来の見通しとして、今世紀末には、平均気温が、20世紀末を基準として3度程度上昇すること、真夏日が30日程度増加し、冬日が40日程度減少すること、年降水量が20世紀末と比べておおむね10%増加すること、大雨や短時間豪雨の頻度が増加することなどの予測が示されております。

以上でございます。

**○金岩武吉委員** それでは、道内の排出実態調査について伺っておきます。

地球の温暖化は、日常生活や事業活動と密接に関係があるので、温室効果ガスの削減については、道民、事業者、行政が連携して取り組むことが求められております。

道の平成29年版の環境の状況等に関する年次報告書によりますと、2014年度における国内の温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素ベースで約13億6400万トンで、そのうち、本道は約7000万トンで、約5.1%を占めております。

御承知のとおり、道は、2014年12月に、国の新たな温室効果ガス削減目標や、道の新エネルギー導入拡大に向けた基本方向の策定などを踏まえて、削減目標を改定しましたが、それは、2020年度の温室効果ガス排出量を、1990年度の基準年度比で7%削減するものであります。

本道の2014年度の状況は、この基準年度と比べると6.9%の増加で、前年度と比べて3.0%の減少となっておりますが、この要因としては、家庭部門において灯油の消費量が減少したことなどが考えられるとしております。

道は、この増減の要因をどのように分析しているのか、伺います。

**○佐藤低炭素社会推進室参事** 道内の排出実態についてであります。平成26年度の温室効果ガス排出量は6961万トンとなっており、このうち、排出量の約9割を占める二酸化炭素排出量について、部門別に見ますと、産業部門が約30%、次いで、民生家庭部門が約24%、運輸部門が約21%、民生業務部門が約16%を占めております。

基準年度である平成2年度に比べ、排出量が6.9%増加している要因としては、オフィスにおける空調・照明設備の増加やOA化、家庭における家電製品やIT化による情報通信機器の導入拡大により、電力使用量が増加したことが挙げられるところでございます。

【第2分科会 3月14日 第3号】

また、前年度に比べ約3%減少している要因としては、冬期の平均気温が前年を上回ったことにより、家庭部門での灯油使用量の減少が見られることや、産業部門においては、製造業での省エネ活動の向上や生産活動の停滞による排出量の減少が挙げられると考えております。

以上でございます。

○金岩武吉委員 今、産業部門においては、製造業での省エネ活動の向上や生産活動の停滞による排出量の減少が挙げられるということでしたが、生産活動の停滞について、もう少し詳しく説明をしていただきたいなと思います。

○佐藤低炭素社会推進室参事 製造業における排出量の減少要因についてでございますが、道におきましては、国などの各種調査や経済指標などを活用して、二酸化炭素排出量の増減要因の分析を行っており、製造業については、価格の変動を除く生産活動の量的な変動を示す鉱工業生産指数を用いております。

これによりますと、本道の鉱工業生産指数は、基準年である平成22年を100として、平成25年に101.3であったものが、平成26年には98.8と低下しております。これは、平成26年4月の消費税引き上げ前の駆け込み需要の反動で国内需要が低迷したことなどにより、生産活動が低下したことが主な要因と分析しているところでございます。

○金岩武吉委員 それでは、対策を進める上での基本方針について伺います。

2014年度の道民1人当たり温室効果ガスの排出量は、炭素換算で12.9トンと、全国の10.7トンの約1.2倍となっております。

本道は、積雪寒冷で冬期の灯油の使用量が多いことや、広域分散型で自動車交通への依存度が高いという地域特性が大きな要因とされております。

産業部門からの排出については、大規模製造業は地域が限定され、また、中小零細規模の製造業などが多いので、道の取り組みの重点としては、家庭部門や運輸部門を中心とした対策が求められるとの見解もうなずけます。

しかし、一般家庭や運輸部門は対象の範囲が広く、有効かつ恒久的な対策を講じるには経済負担も大きく、難しい課題が多いものと考えます。

道が現在進めている対策は、暮らしの中で、できるだけ無駄を省くといった省エネ対策や、資源の有効利用など、余り経済負担とならない対策であります。今後、対策を本格的に進めるのであれば、長期的な視点に立って、思い切った対策を進めることが必要と考えます。

例えば、低炭素な地域づくりなど、二酸化炭素の排出を削減、抑制する対策や、二酸化炭素を吸収する森林の整備などの対策を計画的に進めるべきであります。

また、道は、地球温暖化対策を効果的かつ着実に推進していくため、庁内に北海道地球温暖化対策推進本部を設置し、毎年度、道が重点的に進める施策をガイア・NEXTプロジェクトとして位置づけ、全庁一丸となって積極的に取り組んでいることは承知しております。

ガイア・NEXTプロジェクトに掲げられている施策は、いずれも大事な施策であります。特に、本道の将来にとって欠かせない、風力、ソーラー、地熱、バイオなどの自然エネルギー

や、断熱効果の高い建築資材や建築工法を活用、導入した公共施設や民間住宅などについて、長期的な視点に立って計画的に推進することが、道が主導するコンパクトなまちづくり構想にとっても望ましいことと考えております。

温暖化対策を進める上での基本的な方針について、地域の主体である市町村との連携も含めて、どうなるのか、伺います。

○阿部低炭素社会推進室長 温暖化対策の基本的な方針についてでございますが、道におきましては、平成21年に制定した北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、翌年、推進計画を取りまとめたところであり、その中で、積雪寒冷、広域分散の地域特性や、再生可能エネルギーが豊富に賦存する強みを生かした三つの重点施策といたしまして、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換、地域の特性を生かした環境に優しいエネルギーの導入、二酸化炭素吸収源としての森林の整備、保全等の推進を掲げているところでございます。

施策の推進に当たりましては、長期的な視点で、環境と経済の調和を考慮いたしまして、取り組む主体の負担軽減、持続可能な地域づくりを進めることが重要と考えており、道民や事業者の皆様に対しましては、省エネ等による、環境負荷とエネルギーコストの低減など、ライフスタイル、ビジネススタイルを通じた取り組み効果への理解を深めていただくとともに、再生可能エネルギーの導入や森林の整備に当たりましては、化石燃料の代替と未利用資源の域内循環など、地域創生効果を多面的に考慮したプロジェクトの支援などに努めてまいりたいと考えてございます。

また、道民や事業者などにより身近な市町村の役割が極めて重要でありますことから、地球温暖化防止活動推進センター、また、地域で温暖化防止に取り組む活動推進員などを通じまして、市町村や道民、事業者、NPOなど、まちづくりを担うさまざまな主体との連携のもと、地域の創意に満ちた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金岩武吉委員 それでは、目標の達成に向けた対応についてです。

本道は、周囲を海に囲まれ、四季の変化に富んだ特有の自然景観や国公立の自然公園、それから温泉、さらには豊かな森林や動植物などにも恵まれており、そこで営まれる農林水産業などの1次産業と、食と観光を中心としたまちづくりを進める道政にとって、温暖化がもたらす異常気象による各種弊害は何としても除去することが望ましいものですが、これを防ぐことは容易なことではありません。

道も、温暖化防止について、さまざまな対策を進めようとしていますが、決め手となる対策はなかなか難しいものと受けとめております。

パリ協定では、今世紀末までの気温上昇を2度に抑える目標を掲げていますが、我が国の環境科学分野の研究に取り組んでいる研究者の中には、温室効果ガスの排出を今世紀末にゼロにすることは全く実現不可能であり、世界の平均気温を、産業革命以前の状態にまで、2度ないし1.5度下げることなどは到底不可能と主張する専門家が多いとのことでもあります。

今、我々にできることは、いかにして地球の平均気温の上昇をおくらせるかを懸命に考えるこ

と、また、今後の気温上昇にいかに対応していくかを考えることだとする意見が聞かれます。

パリ協定に掲げたこうした目標や対策について、見解を伺います。

**○佐藤低炭素社会推進室参事** パリ協定の目標などについてであります。平成26年12月、気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCCが公表した第5次評価報告書を受け、平成27年12月に採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として、今世紀末までの気温上昇を2度未満に抑える目標の設定、全ての国が削減目標を5年ごとに提出し、さらに更新すること、温室効果ガス排出を削減する緩和策とともに、気候変動の影響への適応策を推進することなどが盛り込まれたところでございます。

国におきましては、国際的な枠組みを踏まえ、新たな削減目標を掲げた地球温暖化対策計画や、初めてとなる、気候変動の影響への適応計画を策定したところであり、道といたしましても、こうした国内外の動向を捉えながら、推進計画の削減目標や必要な施策の見直し、本道の地域特性に即した適応策を推進するための検討が必要と考えているところでございます。

以上でございます。

**○金岩武吉委員** それでは、安倍首相の施政方針と本道1次産業における適応について伺っておきたいと思っております。

安倍首相は、今国会の冒頭の施政方針演説で、農林水産新時代の実現のため、森林バンクの創設や、我が国を取り巻く海にも着目し、漁獲量による資源管理を導入して、漁業者による生産性向上への創意工夫を生かすとしております。

農業についても、生産農業所得は直近で3兆8000億円となり、40代以下の若手新規就農者は、統計開始以来、初めて3年連続で2万人を超えたとしております。

農林水産業の振興を力強く進めることで、若者が夢や希望の持てる農業、林業、水産業を、農林水産新時代として、ともに築いていこうと呼びかけております。

そこでお尋ねします。

御承知のとおり、地球温暖化対策には、温暖化の要因をできるだけ削減する対策と、もう一つ、温暖化に適応していく対策があると思っております。

現在の国や道の対策は、温暖化要因の削減が主体であります。地球の温度を自由かつ簡単に調整することはできないと思っております。

適応について、道としてはどのように取り組むのか、伺いたいと思っております。

**○佐藤低炭素社会推進室参事** 適応の取り組みについてでございます。国の中央環境審議会がまとめた報告書では、動植物の生息域の変化や、頻発する大雨などによる土砂災害、ライフラインの寸断による生活や産業活動の停滞など、幅広い分野において影響が及んでいるとし、このうち、1次産業に関しては、農作物の種類によっては、減収や品質低下などの懸念や、海水温の変化により、海洋生物の分布域や漁獲量の変化が考えられるなどと報告され、本道におきましても、将来の影響が懸念されるところでございます。

このため、道では、現在、適応に関する基本方針の策定に向けて検討を行っているところであ

り、今後は、国が今国会に提出した気候変動適応法案の動向も見据えながら、1次産業を初め、自然環境や災害、暮らしなどの広範な施策分野に適応の視点を取り入れ、道民、事業者、市町村など関係者と連携協働し、各般の施策を推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○金岩武吉委員** 次に、地球温暖化対策と森林の整備について伺いたしたいと思います。

地球の平均気温を引き下げるには、二酸化炭素の排出を徹底して抑制し、どうしても排出を余儀なくされるものについては、光と炭酸ガスと水から植物を生み出す森林が持つ自然の循環機能に頼るしか方法がないのかもしれないと思います。

森林の整備は水産林務部の所管であり、知事は、新年度予算に、林業大学校設立の実現を目指すための準備経費を計上しております。

環境生活部も、温暖化防止という地球環境保全の見地から、森林づくりや、森林が果たす大事な役割を担う人材の育成などに、担当部局とも連携して取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

**○佐藤低炭素社会推進室参事** 温暖化対策と森林の整備についてでございますが、森林が有する二酸化炭素の吸収・固定機能は、地球温暖化対策に大きく寄与することから、我が国の約2割の森林面積を抱える本道の強みを生かして、道では、重点施策として、二酸化炭素吸収源としての森林の整備、保全等の推進に取り組んできたところでございます。

具体的には、造林や間伐など、計画的な森林づくりや、民間団体などと連携した、道民参加による植樹活動などを推進してきたところであり、こうした取り組みは、森林の保全はもとより、地域の森林づくりに携わる人材の育成にもつながるものと考えております。

道といたしましては、引き続き、関係部が連携を図りながら、二酸化炭素の吸収量の確保などに向け、森林の適切な整備、保全や、道民の皆様などとの協働による森林づくりに積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○金岩武吉委員** それでは、農地の吸収源機能の活用についてお伺いをいたします。

国の地球温暖化対策計画においては、二酸化炭素吸収源対策として、森林とともに、農地土壌の機能を活用することも示されております。

本道が抱える広大な農地は、森林とともに、地球温暖化対策に貢献すると考えますが、見解を伺います。

**○佐藤低炭素社会推進室参事** 吸収源としての農地の活用についてでございますが、農地は、土壌への堆肥や緑肥などの有機物の継続的な施用などにより、炭素貯留機能が增大することから、二酸化炭素吸収源としての機能を有するものでございまして、国の地球温暖化対策計画においても、2030年度の削減目標で、森林や農地土壌、都市緑化の吸収量を見込んでいるところでございます。

本道の耕地面積は全国の4分の1を占め、地球温暖化防止にも寄与することが期待され、これ

【第2分科会 3月14日 第3号】

までも、農地の整備、保全として、化学肥料の低減や、温暖化防止に資する営農活動への支援などに取り組んできたところであり、引き続き、関係部と連携して、こうした対策を進めるとともに、現在、見直しを進めている推進計画において、国の計画を踏まえ、吸収機能などを考慮した新たな削減目標や施策を検討してまいります。

以上でございます。

○**金岩武吉委員** それでは、経済成長と気候変動対策の両立についてお聞きをしておきます。

先ほども触れましたが、安倍首相は、施政方針演説で、パリ協定における2050年の目標に向けた戦略の策定に取り組むとしております。

また、日本の強みである環境技術で、世界の経済成長と気候変動対策の両立に貢献することを表明しております。

今後、長期戦略に関する基本的な考え方や、具体的な施策の方向性が明らかにされるものと思われませんが、問題の核心となるのは、最も効果がある温暖化対策と、それを実現するための経済負担や財政負担をどうするのかといった問題であります。

環境生活部としては、2050年を見据えた望ましい姿や長期的な方向性をどのように捉え、本道における地球温暖化対策にどう取り組んでいくお考えか、見解を伺います。

○**笠井龍司副委員長** 環境生活部長小玉俊宏君。

○**小玉環境生活部長** 今後の長期的な取り組みなどについてでございますが、国の地球温暖化対策計画では、パリ協定を踏まえ、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す長期的目標を掲げ、現在、気候変動対策を契機として、我が国が抱える、経済、地域、国際展開などの諸課題の同時解決を図り、中長期的な成長につなげていくための長期低排出発展戦略の検討を進めております。

道といたしましても、こうした国内外の潮流や、低炭素化のインセンティブを取り込んだ政策などに呼応して、道民、事業者、市町村など、多様な主体との連携協働のもと、生活や産業活動の持続可能性の確保や、本道の豊富な再生可能エネルギー、森林、農地などのポテンシャルを最大限生かした低炭素な地域づくりと、1次産業への影響や自然災害等への適切な備えなど、緩和と適応を両輪とした気候変動対策に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**金岩武吉委員** これで質問は終わりますけれども、今回、なぜ、地球温暖化対策の問題について、ややこしい、なかなか理解しにくい質疑をさせていただいたかということ、今の質疑の中でも出てきましたが、農業にしても、林業にしても、水産業にしても、経済にしても、地域振興にしても、全て、これからの社会の中で温暖化という問題がかかわってくるからです。

このことをどう扱って、どう対応していくかによって、これから地域が豊かに暮らせるのか、あるいは、これに負けてしまうのか、まちがどのようにつくられていくのか、全てのことにかかわってくるのです。

それを、これは農業のことだから農政部だ、これは水産業や林業のことだから水産林務部だ、

これは経済部だと、こんな形で分けてそれぞれの部署に投げて、それぞれのところでやっていたのでは、本当の対策が出てこないし、北海道の将来が見えてこないのです。

ですから、環境生活部の皆さん方がその中心になって、リーダーになってやるべきだというのが、私の今回の質疑の目的だったのです。このことをしっかりと理解してもらった上で、環境生活部の皆さんと、今後の施策についてももっともっと質疑をしてまいりたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○笠井龍司副委員長 金岩委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、環境生活部所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○笠井龍司副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

3月15日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時2分散会